

令和7年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第4回東彼杵町議会定例会は、令和7年12月4日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	尾上 庄次郎 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	大安 義和 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長 寿 ほ け ん 課 長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こ ども 健 康 課 長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君	兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	
兼 千 綿 支 所 長			

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主任書記	梶川 美穂 君
--------	--------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 一般質問

6 散 会

開 会・開 議（午前 9 時 30 分）

○議長（浪瀬真吾君）

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 4 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、議員派遣結果報告について、県議長会議会広報研修会は児玉隆行委員長から報告がされております。郡議長会郡内議員研修会は口木俊二議員から委員長報告書が提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、陳情第 2 号物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情、陳情第 3 号臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情は、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、大石俊郎議員。

○総務厚生常任委員長（大石俊郎君）

おはようございます。

それでは、委員会調査について報告をいたします。

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である総務課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

1 調査事件

定住促進に関する取り組みについて

2 調査年月日

令和 7 年 10 月 29 日

3 調査場所

大分県日出町役場

4 調査内容及びその結果

- (1) 日出町役場において、大路副町長、江藤副議長、多田総務産業常任委員長、坂西まちづくり推進課長等から日出町における定住促進に関する取り組みについて説明を受けました。
- (2) 説明の内容は、日出町の概要、人口・世帯数の推移、異動人口の推移、移住・定住関係

施策、取組開始予定事業、事前質問への回答等の説明を受けました。

特に、下記事項において印象に残る説明がありました。

①日出町の概要

総人口 27,647 人の町ですが、年少人口割合 13.1%で大分県内 1 位、高齢人口割合 31.6%と県内 16 位と人口年齢構成が理想的な町といえます。

②人口・世帯数の推移

平成 24 年度まで人口数は増加、その後緩やかな人口減少となっていますが、その要因は「社会増」の定着が挙げられています。

③異動人口の推移について

日出町は転出よりもが転入が多い状況が続いております。

令和 5 年度はプラス 76 人、令和 6 年度はプラス 44 人でした。

その主な要因は、下記事項が考えられます。

ア、スーパーマーケット、ドラッグストア、家電量販店、飲食店など生活に必要なものが揃っていること。

イ、病院 22 軒、特に総合病院 3 院、小児科 3 院と充実していること。

ウ、保育施設も 13 施設と整っていること。

エ、大分市、別府市や空港へのアクセスに恵まれていることなど生活の利便性が高い町として、県内でも高い評価を受けておられること。

④移住・定住関係施策について

東彼杵町と概ね同様の施策を講じておられましたが、これらの施策については、東彼杵町の方が充実しているとの説明を受けました。

5 日出町からの質問事項

「自治会加入率はどのようになっていますか」との質問に対し、「確たる数字は把握していないが、70 から 80%ではないかと思われる」との回答をしました。

日出町は各区長さんに住民名簿を提供している旨の説明がありました。

東彼杵町においても、自治会加入率向上のため検討する必要性があると思われます。

6 視察の考察

現在、東彼杵町で進めている大規模工業団地造成及び大型商業施設誘致推進が不可欠ではあるが、その他にも移住者促進のため、住宅地の開発それに伴う町道や上下水道の整備充実が我が町の人口減少に歯止めをかける施策が不可欠であると思われる。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。産業建設文教常任委員長、大安義和議員。

○産業建設文教常任委員長（大安義和君）

それでは、ただいまより、産業建設文教常任委員会の委員会調査報告書をご説明いたします。

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である教育委員会に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定

により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

佐賀県多久市における義務教育学校について

2 調査年月日

令和7年10月30日（木）

3 調査内容及びその結果

佐賀県多久市教育委員会学校教育課富永課長、渡島課長補佐及び市丸係長から説明していただき、多久市が行った小中一貫校を経て義務教育学校に移行した取り組み及び現状と課題について調査したので報告します。

義務教育学校とは、学校に校長が一人おられ9年間を一貫して行う新しい学校制度であるが、小中一貫校（併設型・連携型）は小学校と中学校が組織上分かれており、それぞれに校長と教員がおられる点が主な違いである。義務教育学校では、小学校中学校の区切りがないため、カリキュラムの柔軟な運用や、9年間を見通した計画的な指導が可能とされているとのことでした。

(1) 小中一貫校では

小中一貫教育スタート前には、中学生による小学生のいじめがあるのではないかといった不安があったが、始まってみると小学校の運動会を中学生がアシストしたり、小学校の入学式で中学3年生が小学1年生の手を引いて入場したり、今は兄弟が少ない時代で自分より小さい子という存在が醸成され優しさを育み交わり、「中1ギャップ」が解消され、問題行動が大幅に減少し、不登校やいじめも減っており学力の向上にも繋がったとのことでした。

(2) 小中一貫校を経て、義務教育学校へ

多くの教職員は、これまでの義務教育（6-3制）制度における経験しかなく、躊躇されることもあったが、義務教育学校に移行してその意識が一変し、同じ校舎で9年間を一貫して教育することで中1ギャップなどもなく、先生方の引継ぎもしやすくなっているとのことでした。

(3) 成果と課題

成果としては、

- ・問題行動の減少（特に後期課程）
- ・教職員間での児童生徒に関する情報が容易
- ・9年間の系統性のある教育課程・カリキュラム編成
- ・全教職員が義務教育のスタート（1年生）とゴール（9年生）を認識

以上が、成果としてあげられました。

課題としては、

- ・地域等、関係各種との連携（コミュニティ・スクールの活性化）
- ・義務教育学校としての文化継承（異動1年目の教職員への研修）
- ・生徒指導（不登校児童生徒の減少に向けた取組の強化）

・学習指導（学習内容の定着にむけた振り返り活動の充実）

以上が、課題としてあげられました。

(4) 視察の考察

6-3 制の義務教育文化で育った我々には、多久市で行われている 4-3-2 制の義務教育学校は全てが新鮮で、少子化が著しい本町が学ぶ事例が多く、意識が一変した。

当委員会は、同様なケースが施行されている市町への行政調査を継続して行い、本町執行部への提言に繋げたい。以上であります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日、ここに令和7年第4回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして条例の一部改正4件、補正予算4件、報告2件をお願いをいたしております。何卒慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

本日の長崎新聞に報道されましたように、東彼杵町の工業団地について、初手県議の質問に対し、長崎県と東彼杵町、大和ハウス工業の年内協定は難しい状況であるとの答弁がなされています。

要因といたしましては、建設費高騰などの影響で、自社内での増設を検討する企業が増えていることに加え、トランプ政権の関税政策等を受け、米国への投資を最優先するなど、国内投資に慎重な企業も出てきているということでございます。

また、優先交渉先事業者である大和ハウス工業が建設費高騰も踏まえながら、全体経費や工期、整備手法など、実現可能な事業計画を検討されており、時間がかかっているとの状況であるとのことでした。

町としましては、確実な工業団地の完成、分譲を目指し、魅力的な働く場の創出や地域の活性化のために、アンカー企業の誘致に向けて県と県産業財団と連携し、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、商業施設の件でございますが、先に配布させていただきましたメールの内容のとおり12月22日の開発不動産会議に再々上程ということですが、なかなか厳しい状況ではございます。

しかし、この集約化起債でございますけれども、90%の充当、交付税50%でとりあえず更地に先にしたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に先月の11月20日14時52分に太ノ浦郷において、畑の火災が発生いたしまして、延焼のおそれもあり、消防2分団3分団の出動要請をかけましたが、幸いにして、大事に至らず15時43分に鎮火をいたしたところでございます。

最近は大規模な林野火災や大分県佐賀関の火災など大きな被害をもたらしています。もう一度火の元に注意を払い、火の用心をお願いしたいと思っております。

それでは配布をいたしています資料の中から主なものをご説明いたします。

10月1日平戸市20周年記念式典が行われ出席をいたしました。

平戸市と大島村、生月町、田平町の合併により誕生したところであり、2014年度にはふるさと納税で日本一も達成されています。

今回の式典において、大相撲の平戸海関に特別功労賞が授与されたところでございます。

11月2日、消防団秋季総合教育訓練が、東彼杵中学校で行われました。

礼式訓練やポンプ操法訓練など、団員の規律や技術の向上を図り、水火災に備えるものであります。

当日は早朝から浪瀬議長をはじめ、町議会議員の皆さま、地域や後援会の皆さまにご出席いただきありがとうございます。

また団員におかれては、休日にもかかわらず出動していただき、町民の生命・財産を守るための訓練活動であり、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

11月9日、町ふるさと芸能発表会が行われ、歌、舞踊、ダンスなど多彩な芸を披露していただきました。

このような文化芸能は一人一人の自信と人々の絆を深め、地域の誇りを生み出し、町の品格を高めることに繋がると考えています。今後とも、文化芸能を推進し、町も可能な限り支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

11月23日、令和7年度東彼杵町表彰式を執り行いました。

今回は自治功労、社会福祉功労、食生活改善事業功労、産業振興文化功労につきまして、町政発展のため多大なご尽力を賜りました9名の方々を表彰させていただきました。

今日の東彼杵町がありますのも、お一人お一人のご支援、ご協力の賜物であり、心より敬意を表し感謝を申し上げます。今後とも引き続き、皆さま方の豊富な知識と経験を活かされ、町への提言、ご助言を賜ればと思っております。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、口木俊二議員、1番、尾上庄次郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、一般質問を行います。

質問時間は執行部の答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許します。はじめに、6番、大石俊郎議員の発言を許します。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

改めておはようございます。

今回は2件質問をさせていただきます。

まず1つ、道の駅加工センターについて

（株）彼杵の荘に対する道の駅加工センター建設補助金（約2556万円）については、令和5年9月議会において次の主な理由により全会一致で補正予算が減額修正されました。

それは「町有地に民間企業の建物を認めるということは、建物が朽ち果てるまで半永久的に使用権を与えることになり、将来に禍根を残す」というものでした。

しかし、令和5年12月議会において再び、（株）彼杵の荘に対し、補助金約2556万円の議案が提出されました。その提案理由は、「旧いこいの広場で行われているサーモン養殖事業を活用し、加工食品としてふるさと納税のアップを図りたい」ということでした。

2名の議員を除く5名の議員は、この補助金支出に賛同し、補助金交付が議決され加工センターは完成し、現在事業が営まれています。

そのことを受け、下記事項について質問をしてみたいと思います。

(1) 加工センターが完成し、事業が開始されたのはいつでしたか。

(2) 加工センターでは、現在どのようなものが作られていますか。加工食品でございませう。

(3) 加工センター建設補助金交付の最大目的であったサーモンのふるさと納税金額の成果は、現時点でいかほどですか。また、今後の見込みはどのようになっていますか。

(4) 加工センター建設に際し、入札が行われたと聞き及んでいます。

ア、入札期日は、いつでしたか。

イ、入札が行われた場所は何処でしたか。

ウ、入札に応募された企業は何社でしたか。

エ、落札された企業は、何処でしたか。

オ、落札価格はいくらでしたか。

カ、入札に町当局は、関与されましたか。関与されたとしたら、どのようなことに関与をされましたか。

(5) 最終的に(株) 彼杵の荘に対し交付された補助金はいかほどでしたか。
2 番目の大きな質問でございます。地域おこし協力隊員の制度と運用について
現在、我が町には地域おこし協力隊員の方 6 名が活動をしておられます。

しかし、町民の方々からは、地域おこし協力隊員の制度や活動について、よくわからないという声も聞こえてきています。

今回はその制度と運用について質問をしてみたいです。

(1) 地域おこし協力隊は地方自治体が自主的・主体的に取り組むものですが、特別交付税による財政措置の対象については、国が定めた地域おこし協力隊推進要綱において「生活の拠点を 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者」という一定の地域要件が設けられています。

そこで、現隊員 6 名の方々は何処の自治体から異動してこられたのか、隊員名も併せて教えていただけますか。

なお、(2)、(3) につきましては、時間の関係上質問を割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

次、(4) に移ります。

地域おこし協力隊員制度には、雇成型と委託型の二つがあります。

雇成型は、町が会計年度任用職員として任用する制度であり、委託型は個人事業主として、町との間で委託契約を締結し、町との雇用関係はありません。そこで質問です。

ア、現在 6 名の方はそれぞれ、どのようになっていますか。

イ、会計年度任用職員として採用された方のうち 1 名の方が特定の農家に専従員として従事しておられると聞いております。

町全体のため直接的にはなく、このような一定の特定事業主の下で活動を可能とする根拠、国の規範はどこに定めてあるのでしょうか。その点をお伺いします。

ウ、委託型の地域おこし協力隊員に対する委託契約先は、どこと(誰と)契約をされておられますか。以上で、登壇での質問は以上でございます。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、大石議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、大きな 1 番目の道の駅加工センターについてお答えいたします。

1 点目の事業開始は令和 7 年 6 月 1 日でございます。

次に、2 点目の加工品目でございますが、まず加工センター建設のきっかけとなりました漬物。これは生産者 2 名の方が材料を持ち込み、場所や器具、水など、道の駅から無償提供を受けて確保し、法の定めにより、道の駅の名前で販売をされているところでございます。

その他、総菜としてコロケ、アジフライ、野菜の煮物、弁当などの加工品。材料となる野菜などは出品物を道の駅が直接買い取って使用されています。

魚介類としては、現在は鷹島町産のマグロが切り身加工され販売をされています。

魚種の拡大も検討されていますが、漁業を生業とする出品者と重ならない魚種の選択が難しく、拡大までには至っていないということでした。

また、お客様の声として、品物が増えたなどの声があったとのことですが、生産者によって品質が異なる上に、全量を買取できないこともあって、生産者への説明がつかないため、引き取り解消までには至っておらず、今後の課題とのことでした。

次に、3点目のサーモンのふるさと納税の影響額等の質問ですが、予定されていた旧いこの広場、サーモンにつきましては、2kgほどに成長したものを出荷する予定であったが、猛暑による水温上昇などによって死滅や成長の遅れが発生し、現在まで出荷の目処が立っていない旨のお話を伺っています。そのため現在まで本町のふるさと納税の品目としての採用はできておりません。

今後の見通しとしては、来年の夏以降にはなんとか出荷ができるのではと伺っております。

なお、サーモンについては、一例として申しましたが、令和5年9月19日開催の全員協議会においてご説明したように、本補助金交付は町民や企業の所得向上、そして道の駅の産物やふるさと納税を通じて町の魅力向上、この3つの向上を目的としております。

また、土地の貸付も、借地借家法に基づく有期の貸付としていることを申し添えさせていただきます。

次に、4点目の加工センターの入札等のご質問にお答えいたします。

アの入札日は令和6年8月20日でございます。

イの入札場所は、町総合会館教育センター研修室において開催をされています。

次に、ウの建屋建設の応札業者数は5社でございます。

エの落札企業名は町内でございます合同会社山口建築でございます。

オの落札金額については、町は承知をしていたしておりますが、道の駅に確認いたしましたところ、落札企業の営業行為に影響があるため、開示をしないようにとのことでした。

カの町の入札の関与につきましては、入札立会人として担当課長1名が出席をいたしております。

最後の5点目の交付した補助金額は2556万5000円です。なお、事業費総額に占める補助金額の最終的な割合は約52%でございます。

次に、大きな2番目の地域おこし協力隊の制度と運用についてお答えをいたします。

まず1点目の現隊員6名の方々は、どこの自治体から移動してこられたのかについて、採用順に申し上げます。

磯田和紀隊員は大阪府、松野隆太隊員は大阪府、萩原大将隊員は長崎県、名和川淳隊員は群馬県、田中すみれ隊員が長崎県、島原寿伸隊員が千葉県となっております。

なお、12月1日付けで新たに1名採用しており、大里洋子隊員千葉県でございます。以上の7名で、いずれも過疎地域以外の自治体から転入をされているところでございます。

次に、募集に関する経費と募集方法についてお答えをいたします。

令和6年度の募集等に、すみません、2番3番は質問をしないということでしたので、失礼いたしました。全部用意していたものですから、申し訳ございません。

次に4点目の雇用形態に関する質問にお答えいたします。

お答えする前に、本町では、協力隊の雇用形態を「東彼杵町地域おこし協力隊設置要綱（令和3

年告示第 15 号)」に規定しており、任用型、委託型、企業雇用型の 3 つの形態を定めているところでございます。

国の地域おこし協力隊推進要綱では、委嘱の方法や期間、名称などは、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えないこととされており、また、地域おこし協力隊の受け入れに関する手引きでは、任用形態を次の 2 種類に分類しています。

1 つは、会計年度任用職員、もう一つは、地方自治体が任用せず、委託関係を締結する形態の 2 種類です。

この分類に当てはめると、本町の任用型は会計年度任用職員に該当し、また、委託型及び企業雇用型は地方自治体が任用せず、委託関係を締結する形態に該当します。

それでは、アの隊員ごとの任用形態を本町の要綱でお答えいたします。

磯田隊員は任用型。松野隊員も任用型。萩原隊員は委託型。名和川隊員は任用型。田中隊員は企業雇用型。島原隊員も企業雇用型。大里隊員も企業雇用型でございます。まとめますと、任用型は 3 人、委託型は 1 人、企業雇用型は 3 人となります。

次に、イの特定の事業主のもとで活動できる根拠、国の規範についてお答えをいたします。

ご質問は、いちご農家の担い手育成のために、ファーミライズ株式会社で研修を受けている磯田隊員のことと思われる。

磯田隊員については、町が法人と研修派遣に係る契約を締結し、農業研修を依頼しているもので、法人と隊員との間に雇用契約はございません。

ファーミライズは、これまで新規就農者へ研修受け入れ実績があり、法人化されていることから、隊員の指導・管理も十分に備えていると判断し、受け入れをお願いしています。

報告書や本人との面談でも独立に向けた研修が着実に実行されているようでございます。

次に、特定事業主のもとで活動を可能とする根拠についてです。

国の定義によれば、地域おこし協力隊は、地方自治体から委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域で生活し、地域住民と連携・協力して、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する者とされているところでございます。

また、国の手引きでは、任用形態を会計年度任用職員と地方自治体が任用せず委託関係を締結する形態の 2 種類となっています。

このことから、活動内容が地域協力活動であれば、会計年度任用職員でなくても活動可能であり、国の手引きにもそのような雇用形態を想定した記述があると認識をしているところでございます。

最後に、ウの委託型の契約先はどこかについてお答えをいたします。

まず、議員がおっしゃる委託型とは、本町の要綱上、委託型と企業雇用型を指していると思いますので、本町要綱に沿ってお答えをいたします。

まず、委託型地域おこし協力隊は萩原隊員です。萩原隊員個人と町が委託契約を締結をしています。

次に、企業雇用型地域おこし協力隊は 3 名おります。田中隊員と島原隊員は、日々研究所株式会社と雇用契約を締結をしております。もう 1 人、大里隊員は株式会社フォーティーズと雇用契約を締結をいたしております。以上で、登壇しての回答を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

町長の答弁の中でちょっと聞き漏らしたところから、ちょっともう一度お尋ねします。

今、最後の地方自治法のやる田中隊員、島原隊員は日々研究所ということで了解しました。最後の大里隊員、10月1日に採用された方は、途中聞き漏らして、何とか法人って聞こえましたけど、もう一度お願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

12月1日に交付いたしましたけれども、フォーティーズ、お茶の、広域農道の沿道に4名でお茶の工場を作っておられるところに派遣。そういう形になっております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

それではですね、町長の登壇での質問を受けまして、これからいくつか質問をしてみたいと思います。

まず最初にですね、入札に応募された企業は5社ということでございました。

この予定価格、当然、これは株式会社彼杵の荘さんがやられたわけですから予定価格はいくらだったのか町では掌握しておられるのか、掌握しておられたら、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども申し上げましたように、町は掌握していますが、道の駅から、ちょっとその開示をですね、遠慮してくださいというお願いがっておりますので、これは民間事業でされたことでございますので、開示はしない方向で私は考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

予定価格としては、株式会社彼杵の荘さんが遠慮して欲しいと。しかしながら、町としては掌握をしますよ。

なぜ私は聞いてるかっちゅうと、これは後で、後の質問で出てきます。その時にまた公開してほしいということの質問をしてみたいと思います。

で、ですね、この5社の入札された、この5社ですよ、5社。これは、この件は町長は公開できないっちゅうことだったんですけども、私が1社を除いて各会社に、これ聞き取り調査です。各会社に電話をいたしまして、いくらで入札されましたかっちゅうことについて各会社の方が教えていただきました。その金額をちょっと紹介しますね。

小佐々建設さん 6300 万円でございます。これは税抜き価格ですよ、6300 万円。上山建設さん

5700万でございました。プラザハウスさん4350万でした。本山建設さん、ちょっとわかりませんでした。落札された山口建設さん、先ほどちょっと非公開ということですが、後でその会社など5社に送られた通知書のうち、株式会社彼杵の荘から文書が通知されてます。ここに手元にコピーとしていただきましたけれども、そのコピーからよると、2850万円の落札価格でございました。税込3135万円となります。

で、ですね、で、その結果、落札されたのが山口建築ということでございました。

で、次の質問ですよ。

じゃあ、その結果、町長は彼杵の荘に交付された金額が2556万5000円交付したという回答だったですよ。回答でございました。

で、ですね、次、じゃあ、この補助金額になぜ2556万5000円を出された根拠は何でしょう。それを伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、総事業費で私が補助をしたということでございます。総事業費。だから、建物だけじゃないんですね、その、例えば内部の冷凍庫とか。施設だから、さっき言いましたように52%の落札率だったんですよ、70%でお願いを議会ではしましたけど、補助率がですね。落札じゃなくすみません。

だからそういうことで誤解のないようにしていただきたいんですが、全体の額で。

だから、町が造ったらもっとお金が跳ね上げるし、修理もしなくちゃいけない。そしたら場所代も当然ですけど固定資産、それも入ってこない。だから皆さんにお願いして可決をしていただいたというところです。

だから、民間事業を投入するっていうのが今もうものすごく安くできるっていうか、役場ですれば全部経費をつけていかななくちゃいけないからっていうことで私はお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

私は根拠を聞いてるんですよ。2500万円、誤解をされましたとか、誤解以前の問題ですよ。そんな誤解とか以前の質問をしておりません。

2556万5000円を拠出された根拠の、根拠のやっぱり規則とか要綱があるんでしょう。それをお伺いしてるんですよ。町長はちょっと誤解しておられませんか。

私は、私が誤解してるんじゃないかと町長が質問に対して誤った質問を、解釈しておられると思いますけどいかがでしょう。根拠を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみませんでした。交付要綱に基づいて支出をしたということですよ。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

まさに、町が定めた、ここにございます。これ令和6年1月17日に告示されたものです。重点道の駅彼杵の庄農水産物等加工施設整備事業費補助金交付要綱をここに告示する。この中の第4条に補助金の額を明確に定めてあります。町長ご存知でしょう。ですね。

だから私の誤解とかいう話じゃないんですよ。その根拠を聞いているわけですから。最後に答弁されたことを頭から私の質問に対してなにかうがった考えを持っておられる。冷静に私の質問を聞いて答弁されてください。

第4条を読み上げますよ。第4条にはこううたってあるんです。

「補助金の額はその年度の予算額、又は前条に定める補助対象、補助対象経費に0.7を乗じて得た額のいずれか低い額を交付するものとする」となっているんです。

だから先ほど町長が言われた建物、それから機器、色んなその加工センターをやるやつを総合的にいくらかかったか。やつに0.7掛けた額、若しくはその議会が定めた約2556万5000円の額、いずれかの低い方を補助すべきなんですよ。そのどちらだったんですかという質問です。どちらだったんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

低い方にかけたということですね。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

低い方ということは、もう議会が定めた2556万5000円が低い方であったと。こういうことになりますね。

そうしたらですよ、そうしたら、山口建築さんが出されたやつが建物、機器とか全部含んだやつが各5社に出されてます。ね、全部全てトータルとして見積もり合わせて落札されたその金額が2850万円なんですよ。ね。それを税込にかけますと3135万円です。

で、ここに書いてある補助対象経費0.7を掛けますと2556万じゃなくって、2194万5000円となるわけでございます。2556万円じゃないんですよ。こここのところの説明はどうされます。低い方と言われましたよね。こっちの方が低いじゃないですか。矛盾してますよね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、ちょっと申し遅れましたけども、建築工事費が3348万、さっきおっしゃったようにですね。そして厨房の設備購入費が802万5000円。そして雑費が500万円。それを含めて4650万7000円。そういうことになって、補助率を最終的に決めたということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

3135 万の中に機器なんか含まれてますよ。あの建物だけじゃありませんよ。だから、私が言うところ、これ後で、町長、後で結構ですよ、公開しないという、これはね、議会として大事なことです。いやいや、監視機能がございますから。公開しないんじゃないくて、公開しなきゃいかんのです。町民に説明がつかいません。それは株式会社彼杵の荘さんは明らかにしないでくれと言われるかもわからんけども、私は今回一般町民に代わって一般質問してるんです。

だから、以前 2556 万、議会が定めた 2556 万 5000 円なのか。あるいは、彼杵の荘は建物機器、色んな雑費含めたやつ、7 掛けしたやつなのか明らかにしてもらわないと、どっちが低いのか。交付要綱、それが無いとどちらかは我々判断がつかいません。町長、いかがですか。町長の見解を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

いや、だから実績がですよ、もうその建築は建築全て含めて 4000 万位越しているんです、500 万ぐらい、たぶん道の駅が出されてると思うんですよ。

だから、そういうことを含めて最終的な実績で補助を出したということですから。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

ちょっと平行線ですね。

いいですか、もう 1 回言いますよ、色んな小佐々建設さんが、上山建設からはそういうことも含めて入札されたんですよ、ね。山口建設さんはそういうことをひっくるめて、建物、機器、ここに手元にありますけども、その資料が。あるんですよ、ここに。そういうことを含めて入札されてるんですよ。それと違うって私は言ってるんです。

これは後で詳細な資料をですね、議会、議会に対してですよ、私じゃないですよ、議会に提出をされてください。

いくらしても詮無いことですから、これはどっちかっちゃうと、町の、町民の財源に関わることです。大きな問題ですからよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次は町職員の関与に関して質問をしまします。

この入札当日、担当課、当時の担当課長が入札に立ち会っておられます。この立会い、町長が命じられたんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然職員の指揮監督は私ですので、私が命じました。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

入札された、複数、複数ですからもう3社以上と言っておきましょう。

3社以上の方々がこのように話をしておられました。なぜ話しておられたかっちゅうと、私はその入札当日、あそこの駐車場に待機しておりました、終わるのを、入札。入札終わって、これは入札落札されなかった業者の方なんでしょう、3社の方が出てこられた。3社、4社出てこられました。そこでちょうどお話を聞く機会がありました。で、車座になってですね。その入札の状況を聞かせていただきました。その時の業者の方々の話です。こういう趣旨ですよ、こういう話をしておられます。

町の担当課長は、株式会社彼杵の荘に代わって入札のやり方について細部の説明をしておられたと。そして、最低、予定価格ですかね、予定価格だと思います、わかりませんが。にハサミを入れて、入れるとこまで担当課長がされた。それを切ったやつを、株式会社彼杵の荘の代表である岡崎さんに渡されたと。このように説明をしておられました。

このことを踏まえてですね、担当複数の方々のどなたか忘れましたが、担当課長の一連の行為は、一民間企業の入札に際して節度を超えているのではないのかという声が寄せられました。この声に対する町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと最初から話をさせていただきますけど、道の駅っていうのは、元々公設だったんですよ、公設民営。それで始まった道の駅ですからですね。

だから、今100万人以上道の駅が集客っていうか、来場者数があるということは、町のコアと私は認めていましてですね、それだけ町の一角をなす本当に重要な施設だと考えておりますので、私は職員が当然指導をする。

例えば、農協なんかの時にも指導に行きますけどですね、入札なんかの時ですね。

だから、そういうのを含めて、業務として町の発展のために必要だと私が考えてやっているところでございます。

だから、道の駅というのは本当に町に占める割合、そういうのは皆さんご存知だと思うんですけども、本当に町のコアなんですよ。道の駅がなかったら、本当になんにも、うちとしてなくなります。これは池田町長さんの時から始まりましたけどですね。

だから、本当に私は町を挙げて道の駅を総力を挙げて支援をしていきたいと思っておるところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今町長は、道の駅は公設民営ということに説明されました。

私の考え、ここにおられる当時の議員、おられない方もおられるんですけど、もう喧々諤々前町長の時もやりました。

例えば、今ですね、株式会社、株式会社ですよ、あくまでも一民間企業です。あるいは道の駅自体は町長の、全部は国が作ったもの。それが今町が管理してます。で、食堂等、あるいは物産館、これはこの棟を作って株式会社彼杵の荘に借り与えているわけでございます。そこで賃借料を結んで株式会社運営しているわけであって、もう勘違いしておられますよ、例えば情報館なんか、あれは株式会社道の駅のものじゃないんですよ。駐車場もアスファルトしましたが、株式会社道の駅のものではないんです。勘違いをしておられます。

で、ですね、大体入札というのは、質問を変えますけど、大体予定価格、予定価格っちゅうのはこれ以上の金額、例えば、予定価格は4000万円だったとしましょう。仮にですよ。

そうすると、さっき私が公開した小佐々建設、上山建設さん、プラザハウスさん4000万以上の入札価格ですからこれは不調ということになって、もう論外なんですよ。大体予定価格より下回らんといかんです。ですね。対象になりません。それが予定価格なんです。

しかしながら、この予定価格をですね、普通だったら町がやる場合、入札された応募者5社あったとしましょう。そしたら、町長、建設課長にお伺いします。そういう建設の建物があつたときに、予定価格を皆さんたちに開いて、数字を黒板に書くか、表示しません。町長、聞いてみてください。どうされてます、予定価格は公開されてますでしょう、町の場合ですよ。税財政課ですかね。どこですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

入札担当は税財政課で行っておりますのでお答えいたします。

予定価格は、落札者がいらっしゃった場合は公表いたしております。落札者がいない場合は公表いたしておりません。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

落札者はおられたわけでしょう。いかがですか。ちょっとお答え願います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

私が前任で担当しておりましたので、詳しく申しますと、ちょっと落札金額、入札金額が安かつ

たもので、低入札価格制度を導入いたしておりましたので、その時は落札予定者ということで、まだ落札が決定しておりませんでしたので、その時は公表いたしておりませんで、価格が安くて、これで大丈夫ですかということを道の駅さんと山口建築さんで協議をされて大丈夫ということで落札が決定いたしましたので、その後落札、入札に立ち会われた、入札に参加された業者に落札の結果を送付されたものでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

最低制限価格ですかね、予定価格がありますよね。何て言うんですかね、最低制限価格と言いますよね。それを下回ってたから公開しなかったという説明ですね。違います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

この入札に関しては最低制限価格というのが設定してありませんでした。予定価格の75%を下回るとちょっと品質が保てない恐れがあるということで調査をかけて大丈夫だということで山口建築さんに落札ということに決定をいたしております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

そこですよ、そこで、そこでちょっとどこに行ったかな。彼杵の荘から出てるやつですね。ここにあります。入札執行通知書っちゅうのが8月1日に入札に応じられる文書が送られてるんですよ、5社に。5社に対して。

その中にこう書いてあります。最低制限価格、今税財政課長答えてなしですよ、ないんですよ。最低制限価格ないっちゅうことは5円でもいいんです。100円でもOKなんですよ、OK。

でね、こう書いてあります。また、ここはちょっと矛盾してるかなと思うんです。「最低価格入札者を落札しない場合がある」そういうことだったんでしょうね。

最低価格、制限を、価格を設けてないのに、最低制限価格を設けてないのに最低価格の入札落札としない場合がある。最低価格入札者が予定価格、今さっき言った75%を下回ったんでしょう。下回ったから、東彼杵町が定める、これまた、「東彼杵町が定める建設工事に関する入札執行事務処理要領に基づき入札を保留し、最低価格入札者は調査を受けるものとする」って書いてあるんですけども、その調査は誰がやったんですか。どなたがされたんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

山口建築さんから道の駅さんの方に書類を提出されて、それを道の駅さんが審査されて、私ももちろん相談を受けました。書類を拝見いたして、いけるんじゃないでしょうかということ、落札者を決定された経緯になっております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

だから、最初に戻りますけど、その町が定めた2556万円で非常に下がったところの0.7を掛けた、乗じたものを補助金額、どっちかいずれか安い方ですから当然2556万円より下がってこなきゃいかん。にも関わらず補助金を2556万5000円を交付したというところに私は非常に疑問点を持っているわけでございます。ね。

こういうことについて細部資料を出してもらわないと、それが適正だったのか、適正でなかったのか、ここで議論しても詮無いことですから、あとでその資料を議会に対してですよ、議長宛てに対して提出していただければと思います。

で、次の質問にまいります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

駄目ですか。

○——△——

次の質問に行きますから。もう質問だけに答えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

次、補助金約2500。でね、この交付要綱、この交付要綱に質問移りますけど、この交付要綱は町長もご存知ですよ。これ議会が議決した、令和5年12月議会、翌年の令和6年1月に制定されたものです。ね。この交付要綱はもう一民間企業株式会社彼杵の荘のためだけに設定された交付要綱になっています。この一民間企業のためだけの交付要綱、法的に適切なんですか。ここ法的に適切かどうかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私はそういう適切と思って決めています。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

町長、思っということで、法的根拠を私は教えてくださいという、法的根拠を示すことはできないわけですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

法的根拠っていうか、町ですよ、こういう交付要綱とか定めることができるようになってるんですね。

だから、私は道の駅を公共的な事業の一環として今推進をしている。だから町が単独で作った交付要綱、規則もそうじゃないですか、できるようになってるんですよ、自治法で。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

交付要綱についてはですね、議会の議決が要らないんですよ。規則とか条例は議会の議決を必要としています。

でね、条例は議会の議決、条例だけですね、条例は議会が議決。

お伺いしますよ、あのですね、この私が質問しているのは、この町が定めた交付要綱は法的に問題点があるんじゃないかという質問なんです。一民間企業だけにやった交付要綱。法的に私は調べさせていただきました。法律がですね、民間団体を対象とした補助金等に関する行政評価監視結果に対する、これ勧告、法的にはまた他に、昭和 30 年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の昭和 30 年に定められています。それを受けて、平成 17 年 10 月に民間団体等、団体等ですよ、一民間企業じゃないですよ、民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価監視結果に基づく勧告っちゅうのが出されてます。

それは何か 2 つあるんです。1 つは民間団体等、民間団体なんですよ、一団体、一民間企業はないんです。2 つ目は補助金等に係る予算の執行の適正化、先ほど言った法律ですね。

で、ですね、これ AI、AI を持って一民間企業に対して、株式会社など補助金を対象にすることはできますかって出したらパソコンで出てきました。その中にですね、紹介しておきますね。

民間企業への補助というのがいくつか出てきたんです、書いてある。民間企業が、よく町長聞いておいてください。「民間企業が公益性のある事業を行う場合や地域の活性化、いわゆる公益性のある事業を行う。地域の活性化などに貢献する事業を行う場合には補助金の対象となり」、ここでいけば町長はこの辺でもって OK、こういうことを言っておられるわけですよ。

しかし、その後に文章があるんですよ。しかしっちゅうのがね。「しかし、その場合でも、その場合でも、特定の企業を名指しするという事業内容や要件を目指すためには、広く応募者を募る形が必要ですよ」と書いてある。

今回、株式会社彼杵の荘、名指しじゃないですか、補助金交付、最初から。令和 5 年 12 月議会、9 月議会、12 月は名指しですよ、補助金。そして翌年上げた 1 月の交付要綱も一株式会社彼杵の荘を名指した交付要綱、完全に、これはですね、公平性、透明性の角度からアウトということがうたわれております。

私が言ったことに対してのちょっと見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、あくまでも勧告ということは勧告なんですね、法律じゃない。一企業一企業と言われますけど、どのくらいの農家の皆さんとかですよ、その細部にわたって出品者、町のために貢献されているか、その辺を考えていただきたいと思うんですよ。

例えば、個人商店とか何とかなったらまたちょっと話が変わると思うんですけど、私はそういう判断をしてるんですよ。道の駅、本当に大きな、町に貢献をしていただいています。税額は申し上げませんが、本当に大きな利益を上げられて、町に貢献をされているんです。

それで逆に子供食堂とかに食料品をやったり、例えば災害があった時にはもう全部食料品を提供すると、私はもらっておりますので、そういう約束をですね。だから公益性って言われれば私はその段階で道の駅を認めているわけですね。

だから、私が認めて、それは議会が議決をされたのもですよ、説明不足だったんですけども、どうも大石議員さんは、機関意思の決定っていうのがあるじゃないですか。機関意思の決定。

例えば、多数決で議決した議案っていうのがあって、国もそうですね、与党が可決したら政令、省令が下りてきて動くんですよ。

だからいつも私言ってるじゃないですか、100年議論して前に進まなければ、多数決で決めさせていただきたい。これは私も町民の皆さんの代表、しかし議員さんもそれぞれ代表ですので、直接民主主義じゃ経費が掛かるから間接民主主義でやってるんですね。

だから、そういうことで、私がその公益性があるということで認めて勧告はまだ勧告として捉えていますけども、全く一企業じゃないという考えでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ここはですね、町長と論点が違うんですね、考え方が。

道の駅に色んな漬物とか野菜とか送って、これは私は認めてるんですよ。認めてるんです。

しかし、一民間企業に大きな補助金を2556万円を出して、加工センターを造ることに對して、これをこの議会で決めたんですから、そう決めたから大石議員も何回も質問するなっちゅうことをこの前3町の研修会とかで言うておられました。あれは私、私の名前こそ出ませんでしたけど、大石議員のことを名指ししての話だったのかなと思いますけれども、議会で議決したことはもう皆さん持ち出さないでください。

しかし、議決したことであっても、我々は監視機能を持ってるんですよ。これ8名の議員おりますが、それぞれの考えがあって、法的に問題があったら何回でも私は質問していいと思っております。石木ダムも然りですよ。石木ダムも県は造るということを決めていますけども、それに違和感を持った議員は質問してますよね。私はそれは是非どっちが正しいとかじゃなくても、やっぱり質問することは許されていることだと思っております。従ってくれと言われることについては違和感が。

で、ですね、もう一つ加えます。

どうして公益性があるんだったら、あれは道の駅っちゅうのは、株式会社彼杵の荘のためだけのものじゃありませんからね。だから逆に建物を作ってですよ、広くこういうにやりますよと、補助金を出しますよと、2556万円出しますよ、あそこに土地は借りてください、建物はその代わり作ってください。で、広く公募してやるのが公平性じゃないですか。

もう道の駅、株式会社道の駅名指しの議論が、令和5年9月、12月、そして町長12月、11月にうちに来られたじゃないですか。大石議員、もう1回12月出しますけん、賛成してくださいって。夜陰に紛れてこられましたよね。2人つきりで話したじゃないですか。私はそれで反対しました。やっぱり公益性に欠ける。

だから、そういうことはですね、やっぱり適切ではないと私は今でも思っています。

で、その、なぜ広く公募されなかったんですか、そのところをお聞きます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まずその前にですよ、前回その補助事業を道の駅にやる時に説明をしてるんですよ。

道の駅はご承知のとおり、町が平成14年に建物を建設して、町が出資者、株主となり公募を経て始めた、いわゆる第3セクター的な公益性がある事業でございますので、地方自治法第232条の2に規定する公益上必要がある補助として判断したところでございます。ということで補助率の説明をしたじゃないですか。1回説明してるんですよ。

だから、道の駅がなぜっていうのは道の駅でも販売をしているから、他の事業者が来てもし道の駅で販売ができなかったら、ちょっとまたロスがあるじゃないですか。

そして道の駅はですよ、役場にも寄附をしてもいいとおっしゃったんですよ。もし役場からもらうというのは2500万、役場が以上負担をせんといかん。そういうことになりますよね。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

もう52分経過してですね、大きな2番目の質問は、来年3月に回さんといかんかなという状況の時間管理になってきました。

次の質問に行きたいと思うんですけどもね、この交付要綱の第5条に、「当該賃借地の賃借期間内に終了した時は、当該施設及び当該加工機器等を町へ譲与することを補助金交付の条件とする」と定めてあります。

この当該賃借地の賃借期間内とはいつまでのことなんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは20年、これも説明したんですよ、定期借地。これ吉永議員さんの質問に答えていますよ。20年定期借地でやるということです。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

吉永議員の質問、私聞き漏らしたんでしょう。

質問に関して、これは吉永議員、20年、なんか興奮状態に、20年なってますよと、こんな答弁はね、町長として見識に欠けますよ。冷静な答弁をしてください。もうこの町の最高責任者ですよ。町長、岡田町長は。いいですか。

はい、わかりました。20年ですね。わかりました。

じゃあですよ、この5条の定める、極めて彼杵の荘に有利なものと言えると私は思ってますよ。

もう20年たったらですね、機器、建物もそうだし、機器とかも本当に使えるのかどうか。その時の状況になってわかりません。もし使えない、解体せんといけないような状況とか、機器も20年経ったら相当古くなって更新せんといかんと思うんですよね。そんな時に、町に譲与するって言われても、今度大きな町民の負担、この辺の細部の設定。私は、条文の改正が必要だと思います。この点町長いかがですか。第5条ですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これ、通常ですよ、寄附はしますけども、5年10年経った時も不具合があった時にやっぱり公共施設だったら町が投入お金をまたかけなくちゃいけないけど、これは民間施設で今されてるので、そこで道の駅で補修とか何とかしていけますので、朽ち果てるとか何とかのそこまではいかないだろうと思っております。

賃借期間ですよ。20年終了した時ですから、譲与。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

建物は20年もつかないと思います。しかし、機器は20年経ったら、もちますかね。古くなって使い物にならなくなってんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

20年以内に途中で辞めた時についていうことになってる。途中で辞める、もう放棄された時についていう意味でございましてですね、20年以内で契約終了前にですからのことを書いている。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

この辺のところの条文がね、あやふやなんですよ、明確に誰が読み取っても明確になるような言葉を使って定めてください。

次に、資料、令和5年12月7日に全員協議会について加工センターの説明をされましたよね。ここに当時総務課長から配られた資料があるんですけど、A4、1枚の。この中にですね、サーモン陸上養殖の水槽を6年度中に4基から12基へ増設予定と予定と書いてあるんですね。

このことによってサーモンでふるさと納税額アップを図りたいとして、多くの議員は、加工センター建設に同意。そして、ある議員は、もうそのぎサーモンとして売れば、ふるさと納税がたくさん見込まれるんじゃないかという賛成討論した議員もありました。

しかし、その見込みは大きく外れたわけでございます。現在8基、8基ですよ。野村社長は11月14日郡内研修において質問させていただきました。

ふるさと納税のための出荷はいかがでしょうと言ったら、もう極めて厳しい。あと4基、あと2000万、1基500万です。2000万町から補助金いただければなんとかなるだろう、こういうことを野村社長は言っておられました。

このふるさと納税アップのために、あと4基、2000万円、町長、補助されませんか。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、まだご本人から何も聞いておりませんので、これは財源とか考えながら進めていかなきゃなりません。私、サーモンはですね、本当に加工施設の一環として申し述べただけでございます。やっぱり今始まったばかりで、ちょっと時間をかけて見ていただきたいと思うんですけども。

社長ともお話をさせていただいて、特に今違うところを出しておられて、やっぱり夏の猛暑が非常に厳しかったということで、議員さんも研修に行かれた時にお話をされたと思うんですけども。

そういう形で、なんとか皆さん町をどうにかしなくちゃいけないということで考えておりますので、是非、議員の皆さまご協力いただきたいと思います。思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

最後の質問ですね。ちんとなりましたね。

1つだけ地域おこし協力隊の隊員のこと、たくさん用意して、8つ質問準備してたんですけども、協力隊の中にですよ、フィッシング&クルージング事業、今年の夏から展開しておられる方がおられますよね。この事業は町が認めた事業なんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは萩原隊員でございます。海でフィッシングっていうか、そういうのは、事業はもう認めてやるということです。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

そうなりますと、そのマリンレジャーで万が一水難事故が発生して死亡事故が発生した場合、その場合の損害補償はどこが持つのでしょうか。どうなってるんでしょう。教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

本人、船舶免許ですね、持っております、保険についてもですね、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけども、該当するということで聞いておりますので、後ほど確認をさせて報告させていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

6名の隊員の中でですね、今、7名おられるんですけどね、7名おられるんですけど、私知ってる6名の中に、1名の方だけ退職金のある方と退職金のない方がおられるんですよ。この違い、どっから来ているんですかね。

退職金のある方はですね、教育委員会に従事しておられるスポーツ関係のやってる、この方なんだったですかね。松野隊員、松野隊員だけは退職金をもらえるんですよ。他の方はもらえません。その違いはどうなっているか教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

松野隊員は、教育委員会ですね、フルタイムでこちらが採用しておりますので、退職金が適用されるということです。

○議長（浪瀬真吾君）

もう時間となりましたので、これで、6番、大石俊郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時51分）

再開（午前11時00分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの大石俊郎議員の質問で答弁漏れがございましたので、それを許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

先ほどのフィッシング&クルーズの保険の件につきましてですけれど、萩原隊員の方が年間を通して、遊漁船賠償責任保険っていうのに入られております。

フィッシング&クルージング以外でも船を使われますので、観光とかですね。年間を通して入られております。乗られたお客さんも全員対象となって、上限 5000 万円となっております。

○——△——

聞いていいですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

特別に許可をします。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

個人で年間を通して保険に入っているということなんですけれど、基本的に地域おこし協力隊員は公務員なんですよね。公務員がですよ、一個人として保険に入り、それを地域おこし協力隊員として活動を行う。これは適正と言えるんですか。こういうことはどっかにして良いですよという決まり、定めがあったらまたあとで、回答できます。お願いします。根拠をですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

萩原隊員の方は委託型ですので、それで大丈夫と思います。

○——△——

議長、これは。

暫時休憩をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 02 分）

再 開（午前 11 時 02 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、3 番、構浩光議員の質問を許します。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

先に通告していました 2 項目について質問したいと思います。

1、フッ化物洗口及び予防接種の状況について

計画期間令和 7 年度から令和 18 年度の健康東そのぎ 21（第 3 次）が計画されていますので、内容及び予防接種の状況について伺います。

(1) フッ化物洗口を実施し約 10 年間に経過しようとしています。令和 17 年の 4 歳から 14 歳のフッ化物洗口の目標値は 83%となっています。現在の数値を伺います。

(2) 各認可保育園の町内保育園児の人数、フッ化物洗口実施人数、実施方法及び実施率を伺います。

(3) 各小学校及び中学校の人数、フッ化物洗口実施人数、実施方法及び実施率を伺います。但し、小学校の場合、1 年生から 3 年生、4 年生から 6 年生に区分してください。

(4) フッ化物洗口を実施した結果を伺います。

(5) 県内で成果が高い市町を伺います。

(6) 実施率を上げるための方法と問題点がなかったのか伺います。

(7) フッ化物洗口にかかる費用を伺います。

(8) 緊急風しん対策事業が令和元年度から令和 6 年度まで実施されましたので内容及び結果を伺います。対象者は昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性は、風しんの予防接種を受ける機会がなく保有率が他の世代に比べて低くなっています。風しんに罹っていた場合、先天性風しん症候群（難聴、白内障、網膜症等）の赤ちゃんが生まれてくる可能性が高くなると言われています。17 年間の対象者数、抗体検査を受けられた人数、その内予防接種を受けられた人数及び受診率を伺います。

(9) 先天性風しん症候群に罹った方がいたのか、及び令和 6 年度が最終年度となっていますので、特例処置があるのか伺います。

(10) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種者が、令和 6 年度の実績は 11 名でしたが、対象となる方の対象年齢及び対象者数及び接種率を伺います。

(11) 肺炎は、日本の死亡原因の第 5 位と記載がありました。肺炎球菌ワクチンによって、重度な肺炎などに罹ることを予防できるとあります、町としての取組を伺います。

(12) 令和 6 年度の実績の定期 B 類インフルエンザ高齢者接種者 1,522 人、新型コロナワクチン高齢者接種者 539 人となっていますが、対象者数及び接種率を伺います。

(13) 近年、インフルエンザ、コロナ感染者は 12 月から 1 月が、ピークとなっています。定期 B 類は任意ですが、感染を広めないための町としての取組を伺います。

(14) 子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの主な原因とされるヒトパピローマウイルスの感染を予防するワクチンです。対象者は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 2 日生まれの女性が対象です。以前は積極的勧奨で控えていましたが、通常の予防接種となりましたので、対象者数、ワクチン接種を受けられた人数及び接種率を伺います。また、町としての取組を伺います。

(15) 今年度から実施されました帯状疱疹ワクチンの定期予防接種対象者数、現在のワクチン接種を受けられた人数及び接種率を伺います。

(16) 定期 B 類の接種率を上げるための町としての取組を再度伺います。

2、オスプレイの大野原演習場の使用について

九州防衛局よりオスプレイに関し、令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）19 時より、嬉野市大野原コミュニティセンターで説明会が実施されていますので内容等について伺います。説明会には、大野原周辺地区、太ノ原、太ノ浦、遠目、中岳地区の町民の方が出席されています。

(1) 役場からは誰が参加され、周辺地区から何名出席されたのか伺います。

(2) 佐賀空港へのオスプレイ配備計画によるとオスプレイ (v-22) は、固定翼機のように速い巡航速度と長い航続距離を有するとともに、高高度を飛行可能といった特徴があり、我が国の島嶼防衛能力を強化する上で不可欠な装備品として、令和 7 年 8 月 12 日佐賀駐屯地にオスプレイ (v-22) 17 機が移駐完了しています。具体的な訓練スケジュールによりますと、大野原演習場への飛来計画があり、10 月 31 日に大野原演習場へ飛来する計画がありましたが、飛来しませんでした。大村市は、飛来計画の情報がホームページ等に掲載されていました。本町には、連絡があったのか伺います。

(3) 県内本土の駐屯地の飛来計画に、大村航空基地、相浦駐屯地、大野原演習場となっており、大村航空基地・相浦駐屯地の飛行ルートになった場合、東彼杵町の上空を飛行することとなります。また、大野原演習場に飛行してきた場合も同様、町民の方から騒音及び国内外で墜落事故が報告されており、安全性への懸念は根強いものとなっていますが、町長の考えを伺います。

(4) 離陸、着陸時の騒音を気にしている町民の方がおられます。町として騒音測定を実施される考えがないか伺います。

(5) 飛行にあたっては、河川や高速道路など、識別が容易な地形を参考にし、パイロットの判断に委ねられています。町長の考えを伺います。また、墜落事故が起きた場合の対応策を伺います。

(6) 10 月 24 日の長崎新聞に県内離島、福江空港、上五島空港にオスプレイ 2 機が初飛来、着陸や空中機動訓練を実施したと記載があり、五島市は福江地区の自治会に訓練通知の文書を発送し、市のホームページで防衛省の資料公開。新上五島町もホームページやライン、防災無線などを通じて周知したとありましたが、本町では、どのような方法で周知を図られるのか、爆破訓練同様、インフォカナル等で情報提供されるのか伺います。

(7) 説明会に出席された方の報告を受けられたと思いますので、町長の考えを伺います。

(8) 令和 6 年度決算によりますと国有提供施設等所在市町村助成交付金 (大野原演習分) 141 万円の収入がありますが、オスプレイ飛来を考えれば、迷惑料として助成金の増額要望ができないか伺います。

(9) オスプレイ飛来に伴い、燃料補給、整備等で自衛隊車両が増加すると思いますが、町道宿・太ノ浦線の幅員は、6m しかなく農業用・一般車両に影響をおよぼすと考えられますので、車道幅員の拡幅を九州防衛局へ要望できないか伺います。

(10) 町民の方からオスプレイ飛来の反対の声がありますが、九州防衛局担当者と対話集会の計画予定がないか対応策を伺います。

(11) オスプレイ飛来による安全管理の協定書の必要性はないのか伺います。以上、登壇して質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 (浪瀬真吾君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、構議員の質問にお答えをいたします。

まず、大きな 1 番目のフッ化物洗口及び予防接種の状況についてお答えをいたします。

まず 1 点目のフッ化物洗口、現在の数値でございますが、令和 6 年度の実施率は 84.1%、対象施設実施率は 90.9%となっています。

次に、2点目の保育施設での実施状況ですが、フッ化物洗口対象は、年中、年長児となっています。

それでは、施設ごとに令和6年度の実績を申し上げます。

ひまわりえん対象者21名、実施者20名、実施率が95.2%。やまだこども園対象者42名、実施者40名、実施率95.2%。認定こども園つばさは実施していません。

次に、3点目の小・中学校の実施状況でございますが、実施方法は小・中学校とも週1回となっております。

実施率は、千綿小低学年が52人中47人の90.3%。高学年が52人中47人の90.3%。彼杵小低学年が104人中98人の94.2%。高学年が118人中111人の94.0%でした。東彼杵中学校の実施率は、167人中151名の90.4%でした。

次に、4点目のフッ化物洗口実施結果についてですが、フッ化物洗口推進協議会において、経年データから、小中学生ともう蝕有病者数初期虫歯数は減少傾向が見られるということでございます。フッ化物洗口含め、歯科保健対策の効果があると評価されています。

次に、5点目の県内で成果が高い自治体でございますが、五島市、小値賀町、新上五島町、壱岐市、対馬市、南島原市でございます。

次に、6点目の実施率補助の方法と問題点についてでございますが、各学校入学説明会の際に、フッ化物洗口についてのパンフレットを配布し、安心して取り組めるよう努めています。

また、幼児検診1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児健診でのフッ化物を実施、フッ化物塗布です。ぬ、塗布を実施、フッ化物の周知をしています。協議会においても特に問題点は指摘されておりません。

次に7点目の掛かる費用でございますが、令和7年度予算ベースで、会議報償費1万2000円、消耗品費5万円、医薬材料費9万8000円の合計16万円でございます。

次に8点目の緊急風しん対策事業の実施状況ですが、緊急風しん対策事業は、令和元年度から令和6年度までの6年間の事業でした。

対象者は、令和元年度時点では昭和42年4月2日から昭和54年4月1日生まれの対象者307名でしたが、令和2年度に範囲拡大され、昭和37年から令和元年に接種をした51名を除く721名に拡大されました。

令和3年度からはそのうちの未検査者プラス転入者に毎年勧奨を行っております。

抗体検査数は6年間で336名、予防接種者は61名です。

次に9点目の先天性風しん症候群の罹患状況と事業の特例措置についてですが、過去10年の出生で先天性風しん症候群と診断された方はおりません。

風しんの追加的対策は令和6年度末で終了しましたが、令和6年3月までに抗体検査を受検し、陰性だった方で、令和6年度に発生した麻疹風しんワクチンの供給不足により、接種期間中に予防接種を受けられなかった方に対して、令和8年度末まで予防接種の期間を延長することとなっております。

なお、県央保健所において、妊娠を希望する人、妊娠を希望している人のパートナーや抗体価の低い妊婦のパートナーや同居者に対し、無料で風しんの抗体検査を実施しています。

次に10点目の高齢者肺炎球菌予防接種の実施状況についてですが、令和6年度の対象者は125

名で、接種率 8.8%です。対象となる時期に個別通知を行っています。

次に 11 点目の高齢者肺炎球菌に対する取組みについてですが、予防接種に対する助成率は約 4 割で行っています。

また対象年齢の考え方が他と異なるため混乱しないよう、各誕生日に合わせて個別通知をいたしています。

次に 12 点目のインフル・新型コロナ高齢者予防接種の実施状況についてですが、令和 6 年度インフルエンザ対象者 2,961 名、接種者 1,522 名、接種率 51.4%です。新型コロナも対象者は同じく 2,961 名、接種者 539 名、接種率 18.2%です。

次に、13 点目のインフル・新型コロナ感染対策ですが、インフルエンザ流行は 11 月から 3 月にかけて、新型コロナは年間を通して流行を繰り返しています。インフルエンザ新型コロナの定期 B 類の対象年齢は一部を除き、65 歳以上の方となります。

予防のためには予防接種が有効ですが、定期 B 類や市町村による接種の勧奨や接種を受ける努力義務が課せられてないため個人通知はせず、広報誌等でのお願い、お知らせとして接種を進めています。

14 点目の子宮頸がん予防接種についてですが、令和 6 年度の定期接種の対象者は 144 名です。そのうち令和 5 年度までに接種を済ませた方が 8 名、令和 6 年中に 1 回目を受けた方が 20 名、2 回目は 13 名、年齢によっては 3 回目の接種が必要な方がいますが、3 回目を受けた方は 2 名です。

次に、15 点目の帯状疱疹予防接種についてですが、令和 7 年 10 月末での集計値で、対象者 628 名のうちワクチン接種者 7 名、1.1%。不活化ワクチンの 1 回目接種者 90 名、14.3%、2 回目接種者が 68 名、10.8%ですので、合計 165 名 26.2%の接種率となります。

最後に、16 点目の定期 B 類の接種を上げるための取組みについてお答えをいたします。

定期 B 類の接種は、市町による接種の勧奨や本人に接種を受ける努力義務がないことから、自らの意思で接種を希望されること、個人への積極的勧奨や再勧奨により強制とならないようにすることが大切だと考えております。そのため、広報紙等で広く周知して接種の機会を逃すことのないよう対応いたしております。

次に、大きな 2 番目のオスプレイの大野原演習場の使用についてお答えをいたします。

まず 1 点目の説明会の参加者についてお答えします。

役場からは総務課長が出席をいたしました。地域住民の方は約 40 名だったと報告を受けています。嬉野市役所からは 3 名、市議会からは 1 名でございました。

次に、2 点目の本町に連絡があったかについてお答えいたします。

結論から申し上げますと、事前に飛行しないとの連絡はありませんでした。

計画そのものが 10 月 24 日に九州防衛局から 10 月 31 日以降に大野原演習場で訓練を実施するとの連絡があり、NBC データ放送、ホームページ、公式 LINE で周知をしておりました。

特に 10 月 31 日に実施する可能性が高いことも伝えられていましたが、気象条件等の影響で延期の可能性があるとあわせて伝えられていましたが、10 月 31 日以降はいつでも訓練の可能性のある旨も伝えられています。

次に、3 点目の騒音や安全性の懸念に対する町長の考えについてお答えします。

既に本町上空を通過していることは承知しております。

これまでのマスコミ報道から町民の皆さまからは、騒音への不安や事故に対する安全性に対する懸念があるとは十分認識をいたしております。

町としましては、まず第一に、町民の生命安全を守ることが最優先であり、九州防衛局に対しては、飛行ルートや安全対策についての十分な情報提供と説明責任を果たすよう求めていきたいと考えています。

また、騒音の影響につきましては、騒音測定などを九州防衛局に要望しています。

万が一の事故に備えた対応体制や連絡体制につきましても、国県と連携しながら確認を進め、町民の安心に繋がるよう努めてまいります。

次に、4点目の騒音測定を実施する考えについてお答えをいたします。

既に佐賀空港では、九州防衛局が騒音測定を実施されているようです。住民不安の解消面からも、また費用面、費用負担の面からも、大野原練習場での訓練に際して九州防衛局や騒音測定を実施し公表すべきだと考えています。

次に、5点目の飛行ルートに関する町長の考え、墜落事故への対応策についてお答えをいたします。

町としましては、まず第一に、町民の安全と安心を守ることを最優先に考えております。

そのため、騒音や安全性に関する町民の声をしっかり当局に伝え、町民の理解を得られるよう努めてまいります。

万が一墜落事故などの重大な事態が発生した場合には、町として迅速に被害状況を把握し、消防・警察・医療機関など関係機関と連携して、救助、避難活動を行う考えであります。

さらに、国県とも連携し、情報の速やかな共有と町民への周知を徹底することで、被害の最小化に努めてまいります。

次に、6点目の大野原演習場でのオスプレイ訓練の周知方法についてお答えします。

周知方法については、NBC データ放送、ホームページ、町公式 LINE を活用し周知しています。

特にスマートフォンを持たない高齢者の皆さまに対しては、NBC データ放送が最も有効であると考えています。

なお、防衛局はオスプレイは通常のヘリと同じ扱いとしており、訓練連絡があっても、防衛施策上の機密性から通知されなくなる可能性もございます。

次に、7点目の大野原コミュニティセンターでの説明の報告を受けての考えについてお答えします。

報告によると、参加された住民の皆さんは、騒音と安全性に大きな不安をお持ちであるということでした。

今後のオスプレイの訓練が本町で問題なく実施されるかについては、事前に訓練実施の連絡があるかどうか。次に、オスプレイの音が、住民が騒音と感じるレベルかどうか。そして意見交換の場が設けられるかどうか。以上の3点が守られないと住民の理解が得られにくいのではないかと考えております。

次に、8点目の迷惑料として助成金の増額要望ができないかについてお答えします。

交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」に基づき、交付されるものでありますので、そのような増額要望はできないと考えております。

次に、9点目の町道太ノ浦線の拡幅の要望ができないかについてお答えします。

自衛隊車両の演習場への侵入経路につきましては、町道宿太ノ浦線幅員6m 1車線、及び平似田太ノ浦線幅員7m 2車線の2路線が使用されております。これらはいずれも、防衛事業を活用して改良された道路であります。

現在、自衛隊におかれましては、地元車両への影響を最小限とするため、ライトの常時点灯や停滞は5両以下とするなど、運用上の配慮がなされており、現状では離合が困難となる状況は確認しておりません。そのため、現時点、町として、道路拡幅を要望することは考えておりません。

しかしながら、オスプレイに限らず、自衛隊車両の大型化や通行頻度の増加等により、地元交通に支障が生じる事態が発生した場合は、通行時間帯の調整要望や道路拡幅の要望を含め、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、10点目の九州防衛局担当者と対話集会の計画予定がないかについてお答えします。

9月19日に開催された説明会により、大野原演習場自衛隊基地協力会の山道会長さんが行政を経由して会議の開催要望をすると要望され、防衛局の同意を受けているようでございますので、そういった場合は設けられるのではないかと考えています。

次に11点目の安全管理の協定書の必要性についてお答えいたします。

オスプレイを含む航空機の飛来につきましては、国の防衛政策に基づき実施されるものであり、運行の安全管理については、防衛省、自衛隊が責任を持って対応されています。

よって、町としましては、独自に協定書を締結する予定はございませんが、住民の不安を軽減するため、国や関係機関に対し、安全性に関する情報提供や説明は引き続き求めてまいりたいと考えています。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

先ほどの話でいけばですよ、虫歯の方が減ったっちゃうことを聞いたんですけど、実際ですよ、フッ化物洗口は実施してですよ、約10年後ですね、虫歯の本数がですよ、何本ぐらい減ったのかですね。そこを質問いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

フッ化物洗口の推移についてでございますけれども、例えば平成26年度ですね、調査結果から1人当たりのう蝕本数のデータを現在手元に持っておりますが、例えば、小学校6年生ですね、小学校6年生で平成26年当時、0.61本でした。

令和5年度の実績でいきますと0.4本ということで、下がっているということが見れます。

他の学年でいくと、小学校4年生でいくと、0.13本が0.07本、小学校1年生でいくと、小学校

1年生はですね、0.02本が0.07本に逆に上がっております。

各学年の単純な比較でいくと、今お話ししましたように、逆に上がる結果もでております。本町の場合データ数が少ないため、1人のう蝕本数が増えるとデータに大きく影響しますので、単純にその学年のですね、比較だけでいきますと、データの的に確実に減っていているという結果にはなりませんけれども、全体的な、経年変化を見てもみますと各学年ともに減っているという状況は先ほどお話ししましたフッ化物洗口協議会の中で、毎年評価をしていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

認定こども園つばさですね、これは園の事情で実施されないと思っておりますが、令和5年度ですね、県内施設のフッ化物洗口実施状況では、大村市が幼保施設小学校の実施率は98.2%と掲載されておりました。

大村市からの園児も多いようですので、大村市の担当者として、協議し、実施に向け検討できないか伺います。

これが実施することによってですよ、目標率がもうもっと上がってくるし、町内ですよ小学校に上がったときに、認定こども園つばさの子どもと他の園の子どもとちょっと差が出てくるものですから、その辺の対応はどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

認定こども園つばささんに関してもですね、先ほどお話をしましたそのフッ化物洗口協議会には毎年参加をいただいております。

それで当然フッ化物洗口の効果でありますとか、そういった部分に関しては十分情報としてご理解をいただいた上での現状での取組みを控えられているという状況でございます。

大村市との連携というお話もありますけれども、大村市から登園されている保護者の方でもですね、認定こども園つばささんの教育方針でありますとかそういったものまで含めてったところで、その認定こども園つばさの選択という形になっておられると思いますので、町の方からですね、これ以上、協議会の方では参加を頂いておりますので、これ以上の勧奨という形は今のところ考えていないというところ、以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

是非、協議会の方に入っておられるので実施に向けてですね、また要請をしてもらいたいと思っています。

次に、教育長にお尋ねします。

小学校及び中学校においてですよ、養護教諭の先生にですよ、負担がいつないかどうか。

それから、フッ化物洗口の折ですよ、してない子、どのような形でされているのか。例えば、してない、フッ化物を洗口する時ですよ、読書をするのか水だけでうがいするのか。その辺を把握されていたらよろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

構議員のご質問にお答えいたします。

養護教諭に負担がかかってないかと言われれば、かかっているとは思いますが。

というのも、役場や歯科校医さんとのやり取りもありますし、薬品の準備管理がありますので、当日のもし誤飲が発生したときの対応もありますので、それがないってということはないと思います。

ただ、もう10年経ちますので、10年前はですね、僕も現場にいましたけども、その時は養護教諭のみならず、学校現場どこでもある程度混乱で負担感を感じておりました。

ただ、今ほぼ10年たってシステム化され、子どもにとって良いということもわかってきた感じもありますし、子どもたちもそれぞれのフッ化物にですね、慣れてきたということもあって、10年前と比べたらその負担感をないとは感じます。

ただ、個の感想なので、これは私の感想ということでお答えさせてください。フッ化物をしていない子はですね、私、現在は把握しておりません。

当時、私が今いたときのことを言わせていただくと、読書をしたり、もうかなり水でしてらるっていうのはほぼいなかったですね。もうそれはもう、全然やってないので。それはあんまり変わらないんじゃないかなとは思いますが。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

風しんの予防接種の受診に関して、ちょっと再度お聞きしますが、受診ですよ、風しんの場合の受診はですよ、もし年度ごとにずっと再度通知をされていつているのか。その辺をちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

風しんの五期対策に関しては、既に接種、定期接種の時期を終えましたので、現在はしてませんが、それまでは、これまでの分に関してはすみません、情報を持っておりません。

最終的に、今年度というか、令和6年度末で延長されたその予防接種の期間延長に関しては対象

となる方、つまり抗体検査で陰性だった方ですね、に関しては期間延長されたので接種をできますというお知らせは行っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

わかりました。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチン接種者がですよ、65歳だけになったのはいつからですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

いつから65歳になったかはですね、すみません、今手元に情報として持ち合わせておりません。

高齢者肺炎球菌も最初はですね、带状疱疹と同じように5歳刻みでの接種が行われてたと思えますけれども、定期接種になってから65歳までに限定されたと思います。

いつから65歳に限定されたかに関しては、すみません、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

実はこれを聞いたのはですね、一応65、70、75、80、5歳刻みで当初ずっと受診があったんですけど、それに漏れた方がですよ、もう全くできないのかどうか。

私もですね、一応これちょっと勘違いしておりまして、自分が今65になってできんやったら70でできるのかなと思ったんですけど、これから行けばもう65歳の時しかできないっちゃうことになっているようですが、これに対して特例措置とかはあるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

一番最初ですね、5歳刻みでの接種の特例というのがあったわけですので、その期間が終わりましたからの、それを逃された方に関しての特例措置はございません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

11月28日のですよ、長崎新聞に県内初のインフル警報が掲載されていました。

人の移動の時期が増える年末年始に向け、この中で実施した手洗いや換気、マスク着用、外出自粛などの感染防止対策をされるのか、町長にお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ、その警報が出ていることは承知をしておりますけれども、町として何らかの対策はまだ今のところはうつつころはないです。

だから、皆さんが通常自分で自己管理をしていただく。マスク、人混みに行くときにはですね。手洗いはもう当然もうもちろんでございますけど、外出から帰った時の手洗い、それからうがいとか、そういうのはですね、通常個人のあれでお願いをしたいと。町が特別に発出することは今考えていないということです。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今度区長会がありますよね、そのときでもですよ、今こういう状況でインフルがかなり流行ってますので注意をしてくださいちゅうことは言えますですね。

はい。

次に新型コロナワクチンですよ、接種を受けた場合ですよ、今、感染予防の副作用として喉の痛み、頭痛等が治らないと聞きますが、町としての情報提供は何かありますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

ワクチンの副作用に関しては、各接種の段階で医療機関からのですね、ご説明だけで留めております。

副作用自体はですね、全くないということは絶対ありませんので、可能性があるというところでのご説明の、というか情報提供に関しては各医療機関の方で行われていると思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今年度から始まりました带状疱疹ですね、これですよ、受診率がちょっと低いような感じがするんですけど、带状疱疹はですよ、生ワクチンと組換えワクチンがあるんですけど、これ厚生省か

ら資料を取ったんですけど、金額がかなり高いですよ。

ですので、これからいけばですね、生ワクチンがですね、約補助が4000円で、受けた方が4000円ですね、組換えワクチンについてはですね、補助が1万円で、接種されたら1万2000円なんですよ。

ですので、この带状疱疹ワクチンですね、これについても補助金の見直しとかですね、ないかどうか。

それとですね、そしてこの前ですよ、これも先ほどの高齢者肺炎球菌と一緒に65歳から5歳刻みでなってますので、この場合もですよ、今年から始まった部分で今年度受けなければもう受けられないっちゃうのはちょっとおかしいかなと私は思ってるんですけど、その辺はどのように考えられますでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

带状疱疹に関してはですね、定期B類に定義はされておりますけれども、感染性のある病気ではないわけですよ。結局、予防接種自体というのが、大きく言うとその流行性の大きなものに関して定期A類、それ以外のものに関して定期B類ということで区分をされておりますので、あくまでもご本人の病状、重症化予防という形でのワクチンになりますので、ご本人の判断のもとでワクチンの接種に関してはご選択をいただいているという状況であります。

おっしゃるように、ワクチンの単価自体が非常に高いワクチンがございますので、それに合わせまして町の方としてもですね、補助金額に関しては、生ワクチンの場合と不活化ワクチンの場合、補助率、補助単価を変えまして、実質的には約6割程度の補助は行っているという現状と、あと近隣ですね、市町の状況もある程度踏まえましての補助の状況としておりますので、その中で選択をしていただければと思いますが、やはりその高い分ですね、効果が高いのと、長期間その効果が継続するということがございますので、よくご判断をいただきたいとは思っております。

あと、現在のその特例措置としての5歳刻みの接種に関しては、基本的にはですね、国の制度によるものを活用しておりますので、それ以上の対象者を拡大するとすると、町単での実施となりますので、現在のところは考えておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

時間の都合もありますので、2番目のオスプレイに入りたいと思います。

オスプレイV-22ですよ、大野原演習場での演習計画は、町長はいつ頃から、いつ頃から使用されるのか聞いておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先般、新聞報道でもございましたけれども、夜間訓練等の配備でずっと各演習場を回ることは報道で知りました。

直接施設局からもいついつするっていうのはなかなか明示をされません。

これは機密事項でありまして、そういうことでございますので、近まったら連絡があつて、NBCで、総務課長が言いましたようにデータ放送で流すとか、LINEで流すとかそういう方法をとっております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

もし、もしですよ、オスプレイの計画が上がったら、すぐにですね、情報を提供してもらいたいと思っております。

それから、令和7年11月15日ですね、大村市で自衛隊合同記念日行事の際にですね、オスプレイの飛来があつております。市民の方からですね、大村市役所の担当者へ騒音の苦情が来たと聞いております。町長のお考えをお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

たぶん、大村市のパレードで、陸海空の合同パレードだったと思います。私も出席をさせていただきましてけど、その時、2機飛来をしました。あまりにも音はですね、私は感じなかったんです。高度がどのくらいあったのかよくわからなかったんですけども、そう音は感じなかった。

ただ、防衛局にお尋ねしたら、離着陸って言いますかね、プロペラの変えて降りたり上がったりする、その時が結構騒音がひどいんじゃないかなというお話を聞いてますが、上空を通過した時にはですね、ほとんど皆さんも写真を撮っておられたんですけども、感じなかったですね。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

そうですね、福岡防衛局のですね、担当者に騒音のレベルを聞いたところ、約80dBと聞きました。

大野原演習場ですよ、原野があり、障害物もないのでかなりの騒音になると思います。また、夜間飛行になりますので、先ほど町長は騒音測定は実施しないような考えなんですけど。実際ですよ、来た時は、是非、騒音を計られてはどうかと私は思うんですけど、町長のお考えを伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところはですね、私たちがそこまでするべきなのかどうかよくわかりませんが、防衛局ですよ、それは対応をお願いしますとは協力依頼はしますけど。

やはり、しかしなんと言ってもオスプレイは防衛も当然ですけども、災害の時にもですね、ヘリコプターよりも多数の収容ができるし、スピードも速いということで、そういうのにも利用できるんじゃないかという説明を受けておりますので、そっちの方も皆さんにもお願いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

私が一番懸念してるのがですね、飛行に当たっては、パイロットの判断に委ねられていますが、飛行って書いてあります。

ですので、できればですよ、飛行ルートを決めてもらうように相談ができないかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

飛行ルートですね、なかなか尋ねにくいんですが、最初説明を受けた時には、大体道路の上とかあまり民家がない所を飛ぶような形でおっしゃってましたし、佐賀空港から、例えば相浦とか、1回離島にも、五島市、新上五島にも行って訓練をされておりますけれども。

だから、そういうのはどこどうするのかっていうのは、ちょっとたぶん回答が出ないと思うんですけど。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

先ほどの助成金関係なんですけど、やはりですよ、オスプレイの飛来に伴いですよ、助成金ですね。それから道路の拡幅工事、拡幅なんですけど、これも地元の方からですね、今の道路6mの道路ですね、そこを通るにはですね、やはり厳しいかなっちゅうことをちょっといろいろ町民の方から聞いておりますので、是非ここはですよ、6mのところ7mにできないかどうか。途中部分的にもいいですけど、1m拡幅ができないかですね、お尋ねします。検討をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

詳細は建設課長に説明させますけれども、元々防衛省の事業でやった道路でございますので、いろいろ福岡にも行かなければいけませんけども、そういう状況を皆さん、つぶさに検討しながら、今後の計画を上げていかないと、ただお願いしますと言っただけではなかなか予算が通らないですね。防衛省の防衛省自体が、施設局自体がもう予算が削られたっておっしゃってますので、道路のこの方向性につきましては建設課長に説明させます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

町長ですね、回答の中にもございましたとおり、現状ではその離合困難になるという状況をち

よっと私ども確認ができておりません。そのためにですね、ちょっと今町道改良の方は予定をしてないというところでございます。

これから町民の方からですね、離合困難等の要望があれば、その時考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

オスプレイ飛来についてですね、周辺の地区の方はですね、反対の声、また渋々納得されています。

これはなぜかちゅうと、国がすることですので納得せんばとかなという声を聞いてますので、是非ですよ、町民の声をですよ、聞いてもらいたいと私は思ってるんですけど、町長のお考えを再度伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民の声をですね、聞きに行くこともやぶさかではございませんので、あの中に、ちょっと例えば大野原演習場の基地協力隊もごございますので、その辺のことを皆さんと協議をしながら、説明会とかそれをやれば説明はできませんけれども、その防衛局としても会はしないってことですよ。

ただ、説明会での説明はしますよ、いろいろ集まったらですね。そういうことで一応お願いをしています。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

もうほとんど質問は終わりなんですけど、オスプレイに関してはですよ、町民の方、周辺地区だけでなくですよ、東彼杵町民にもですよ、オスプレイが飛来してくるちゅうことをですよ、情報提供をしてもらうことを願って質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、3番、構浩光議員の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 55 分）

再 開（午後 01 時 11 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

まず、午前中の構議員の質問の中で答弁漏れがございましたので、それを許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

構議員の質問に対する回答の追加分を説明をさせていただきます。

まず、高齢者肺炎球菌の65歳になった時期ですけれども、対象年齢が65歳になった時期対象になった時期ですけれども、令和6年度からになっております。平成26年の12月から定期接種化されまして、65歳から100歳までの5歳刻みの年齢が対象となりまして、令和5年度まで約10年間の経過措置がございました。

その経過措置が終わって令和6年度からの65歳、対象年齢ですね、本来の対象年齢のみに戻ったという形になります。

もう1点が、風疹対策に対する対象者への通知です。期間中は、新たに対象になられた方と検査をまだ受けられていない方、すべてに毎年通知を送っていたようでございます。

次に、2番、児玉隆行議員の質問を許します。2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

皆さまこんにちは。2番、児玉です。本日はよろしく申し上げます。

まずはじめに、1番、物価高騰の対策は。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されたのが2020年、今から5年前になります。

当時は、未知のウイルスに対する不安や緊急事態宣言による移動自粛要請、イベントの中止等、経済活動に大きな影響を及ぼしました。このため国において、感染症の拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設され、本町においても交付金を活用した事業を行ってまいりました。

また、感染症法の5類移行後は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰対策」等が追加され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減する取組みが実施されました。

本町においても子育て世帯への支援や水道料金の減免など、様々な施策を実施されましたが、これまでの分野別の事業内容と総額、その対象となる事業者数や人数をお尋ねします。

2番、森林環境譲与税の活用は。

令和6年度から森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まりました。

この森林環境税は、国税として1人当たり年額1000円が徴収されています。

この財源は、全国的な森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、国から地方公共団体へ毎年度、譲与税として譲与されており、本町においても今年度の譲与税見込額は、1225万2000円と試算されています。

今年度の計画は、森林経営管理や保育間伐事業等とされていますが、具体的な事業内容とこれまで積立てられた基金残高1114万8000円の今後の活用計画をお尋ねします。

3番、通学路の安全対策は。

本町は、公立の小中学校全てにおいてスクールバスが導入され、通学時の児童・生徒の安全・安心が図られていますが、住宅が密集した学校周辺の近距離の児童・生徒はこれまでどおり徒歩により通学しています。

通学路の安全対策については、これまでも同僚議員からの質問がありますが、今回は、国道205号の抜け道に使われ、住民以外の車両が多く通行する町道宿7号線や彼杵小学校の周辺道路についてお尋ねします。

朝の車両進入禁止やゾーン30による速度規制が実施されているこの区域（国道34号及び国道205号と大村湾に挟まれたエリア）の徒歩で通学する児童・生徒は何名ですか。また、彼杵宿郷の東彼杵警察官駐在所付近に設置されたハンプ（凸部）は、中心部の町道では珍しい構造になっていますが、その効果や課題をお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、児玉議員の質問にお答えをいたします。

大きな1番目の物価高騰の対策案についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が令和2年度から令和5年度まで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が令和5年度から現在まで実施をしております。

回答につきましては、この2つの事業をまとめたもので回答しますが、令和6年度の一部事業については、令和7年度に繰り越しているものもあり、金額については見込を含むものとしてご理解をお願いいたします。

まず、感染拡大防止を目的とした取り組みとしましては、令和2年度から令和4年度にかけて、役場等行政施設におけるパーテーションの設置など、感染症予防物品の購入や学校における3密防止対策品の購入、事業所の営業時間短縮要請への協力資金、協力金支給、避難所における感染予防対策品の購入などを行いまして、感染拡大防止対策に係る事業費としては、総額1億2900万円、うち交付金約1億900万円となっています。

次に、生活支援を目的とした取り組みとしましては、令和2年度から令和3年度にかけて、子育て世帯を対象とした特別給付金の上乗せなど町独自の給付金を支給しました。

事業費としましては、総額約1100万円。これは全て臨時交付金にて実施をいたしております。

次に、地域経済支援を目的とした取組みとしましては、令和2年度から令和4年度にかけて、飲食店や宿泊事業者などの商工事業者を対象に、売り上げ減少に対する給付金の支給や地域振興券の発行などを実施をいたしました。

また、農業者や畜産農家へは経営継続のための給付金や奨励金。経営収入保険制度の保険料の一部助成などを実施をいたしました。

さらに、子育て世帯を中心とした給食費の減免、住民全般を対象とした水道料減免などの取組みを実施しまして、地域経済支援にかかる事業費としては、総額3億5200万円。うち交付金約3億4700万円となっています。

続いて、物価高騰対策を目的とした取組みにつきましては、令和4年度から令和6年度までに実施したのものとして、中小事業者や運送事業者を対象に、原油価格高騰に対する支援として補助金を支出。物価高騰に苦しむ町民向けに地域振興券の発行も行いました。

農業者や畜産農家においても、高騰する燃油や資材、飼料、子牛導入に至るまで経営の安定を図るための補助金を支出。子育て世帯や町民への負担軽減として引き続き給食費及び水道料金減免を

実施をいたしまして、物価高騰対策に係る事業費としては、総額約 2 億 9000 万円、うち交付金が 2 億 3300 万円となっています。

最後に、国の施策である低所得者世帯への給付事業につきましては、令和 5 年から令和 6 年度で、総額 2 億 5500 万円、全額交付金で実施をしているところでございます。

まとめますと、令和 2 年度から令和 6 年度までの総事業費が約 10 億 3700 万円、うち交付金が約 9 億 5500 万円。国の給付金事業を除く地方独自施策に係る事業費では 7 億 8200 万円、うち交付金が約 7 億円となります。

町独自施策における支援対象別では、商工業者支援が全体の 31%、約 2 億 4400 万円。農畜産農家の支援は、21%、約 1 億 6200 万円。子育て世帯対象は 13%の約 9900 万円。町民全体を対象としたものは 24%、1 億 8600 万円。行政対象は 11%の約 9100 万円となっています。

次に、大きな 2 番目の森林環境譲与税の活用はについてお答えします。

まず、今年度の計画の基本的な事業内容ですが、森林経営管理事業と高性能機械導入です。

森林経営管理事業は、林班ごとに森林経営管理事業の意向調査を行い、その意向調査の結果によって集積計画を作成。作成した集積計画によって保育間伐を行います。また、高性能機械導入はフォワーダー 1 機の導入に対する補助となります。

基金の今後の活用計画としましては、町ホームページに載せております東彼杵町森林環境譲与税活用基本方針に基づきまして、町民への木材利用に対する理解と木材の利用を促進するために町内の公共施設などの木造・木質化の促進、木製品の導入などを進めてまいります。

次に、大きな 3 番目の通学路の安全対策についてお答えをいたします。

ご質問のうち、徒歩で通学する児童生徒の数値につきましては、この後教育長に答弁させます。

先に、ハンプの効果や課題についてお答えいたします。

ハンプの効果につきましては、国土交通省から提供いただいた ETC2.0 プローブデータを分析したところ、設置区間、下川橋から長崎街道と平戸街道分岐点の交差点において、平均速度が設置前の 26 km/h から設置後は 24.1 km/h と 1.9 km/h の減速が確認されました。

また、交通量も 979 台から 665 台へと 314 台減少しており、一定の効果が発現しているものと判断をいたしております。

なお、分析期間は、設置前が令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日まで。設置後が、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの昼間の 12 時間、午前 7 時から 19 時のデータを用いております。

ただ、問題点といたしましては、このハンプを過ぎてからまたスピードが上がるという状況でございますので、今後、要検討をしてみなければならないと思っております。以上、登壇しての答弁を終わりますが、以下、教育長に答弁をさせます。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

それでは、3 番目の通学の安全対策の朝の車両進入禁止やゾーン 30 による速度規制が実施されている区域、国道 34 号及び国道 205 号と大村湾に挟まれたエリアでの徒歩で通学する児童生徒の数値についてお答えします。

ご質問の中で指定された区域では、彼杵小学校は登校班 4 件が関係しており、児童数は 45 名となります。

その内訳は、東側から東町地区の登校班で、東町 1 班が 8 名、金谷地区の登校班で金谷 1 班が 11 名、本町地区の登校班で本町 3 班が 15 名、蔵本地区の登校班で蔵本 4 班が 11 名、東彼杵中学校では登校班はありませんので、各人が登下校することになりますが、関係する区域の生徒数は 19 名となります。なお、その内訳は、東町が 6 名、金谷地区 4 名、本町地区 5 名、蔵本地区 4 名になります。

本路線は、私も彼杵小学校校長の時に心配していた通学路です。先の交通安全運動の時、立哨指導した時の印象ですが、私が当時校長をしていた時と比べて交通量が減ったようには感じました。

彼杵駐在所の方や見守りをされている方にもちょっとお聞きしたところ、少なくなったというのはおっしゃってありました。

しかし、子どもが登校した後の 8 時過ぎにちょっと多いと。また、スピードを出している車が結構いるとおっしゃってありましたので、引き続き注意が必要な通学路には変わりはないと思っております。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

それでは、まず 1 番の物価高騰対策についてお尋ねいたします。

町長の方から丁寧なたくさんの数値をご説明、答弁いただきまして、いただいたんですが、あまりにも多く、ちょっと控えることがちょっと全てできていませんので、これは、あとで構わないですが、ペーパーでいただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そのように、文字が多い、数字が多いから、まとめてまた表に作ってでも提出させていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

それでは質問させていただきます。

今後の物価高騰対策としてガソリン税の税率、暫定税率の廃止や、電気ガス料金の補助、おこめ券の配布、子ども 1 人当たり 2 万円の給付。加えて自治体が自由に使える重点支援地方交付金の拡充が国において予定されているようです。

県内の最低賃金も過去最大の引き上げとなっていますが、まだまだ原材料価格や物流費の高騰を受けて幅広い分野で値上げの動きは続いております。

特に食料品の値上がりは家計に大きなダメージを与えているという状況を踏まえて、拡充される交付金や他の財源を活用した町独自の支援策を検討、また計画されているのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この後の全協をお願いをいたしておりますけれども、国の基本方針に沿って、ちょっと不足する部分は町で考えなければいけません、そういうことを皆さん、議員さんの意見もお聞きしながら、対策というか、政策を打ち出す予定にしておりますので、大体の基本方針は決めておりますが、まだ発表の段階まで煮詰めていません。

といいますのは、国もまだ国会が決定しておりませんので、正式な通知が来ておりませんが、今後そういう形で町独自でも支援をしていかなければならないところは支援をしていきたいと思っておりますが、もう当然町は給食費の無償とか保育料も無償をしておりますので、そういうのは当然政策をずっと売っていますので、その他に足りないところは皆さん方の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

ただ、基本的にはさっきおっしゃった燃油とか、それから水道料とか、そういうのが基本で国から示されているものもございますので、まず皆さんと協議をしながら、町独自にあれをします、これをしますと言っても予算もございましてですね、国からの交付金を使うのは当然組めるんですけども、単独費というのはかなり財源も必要になるところもございますので、まだ今のところそこまで煮詰めていないところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

まだ決めていない。ちょっと私の質問に対する答えにはちょっと、少し、すみません、離れてる、離れてるっていうか、ちょっと答えにはまだならない部分もあるんでしょうけども。

先ほどもちょっとお話あったように、交付金については町の、町が自由に少し考えて使えるというところもありますので、国がこういうことっていうこと以外に、当然事前にもう内部でお話にされて、まだ表に出せない部分もあるので、今のようなお答えだったのかなと考えるんですが、私の思いとしてはですね、町全体に効果が波及する水道料金の減免、スピード感のある現金給付、町内でお金が循環するプレミアム商品券などこういう発行が即効性があるって効果的ではないかなと思うんですが、そこのところをもう一度お答えいただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

案は考えてはいるんですけども、先ほどおっしゃったその商品券ですね、東彼杵町はプレミアムじゃなくても金額全額の商品券を今までも出してきてますし。

と申しますとのはですね、1万円にプラスして5000円、3000円というけれども、その1万円を購入できないというご意見もお聞きしましたから、商品券は考えておりますし、中小企業等の燃油高騰対策とか、運送事業者ですね。それから施設園芸飼料単価、畜産のですね、その辺のt当たりの助成とか。農業経営も収入で保険に入っておられますので、その保険制度の支援とか考えておまして、あと水道料も。

だから、年内に予算化をせよということで、どこまで繰り越しもいいのかどうかまだはっきりわ

からなかったものですから、国の指針がまだ来てませんのでですね、その辺から。案として、私の考えとしてはそういうことを、前したような形で考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

この件についてはですね、町民全体に効果が波及するような施策を打っていただければと思います。

次に2番、森林環境譲与税の活用についてお尋ねします。

これ、先ほど金額を申したんですけども、今年度試算されている森林環境譲与税の具体的な算出方法。実際いくら来るのか、試算と違うのか。

あと、国税となる森林環境税ですけども、本町は規模が小さいんですが、町全体でどの程度課税されているのか。たぶん課税された分より譲与税の方が当然たくさん頂けるんだと思うんですけども、その2点をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長に説明させます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

森林環境譲与税の算出方法ですけども、まず、長崎県の方に来る全体の額があるんですけども、その額を3つの案分で、3種類のやつで案分します。

まず1つ目が私有林の人工林の面積と2つ目が林業の就業者数と東彼杵町の人口、その3種類で案分をいたします。

それでは、長崎県の方に入ってくるのが6億3203万7000円がトータルです。その中で私有林人工林面積に割り当てられるのを案分しまして、1029万3000円となります。

2つ目の林業就業者、こちらが案分いたしまして118万5697円で、東彼杵町の人口の案分の方が92万9094円となります。この3つの合計になります。1240万7000円になります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

次に税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

森林環境税につきましては、課税者数3,602名ということで、1人当たり1000円になりますので、およそ360万円程度ということになります。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

先ほども言ったように、申したとおり360万で1200万を超える分を頂くと。これは有効的に活用していただきたいと思うんですが、先ほどの産業振興課長のご説明をいただいたんですけど、具体的に何掛け何でいくら、何掛け何でいくら、トータルいくらですよっていうご説明でよかったんですけども、それを、これももう難しいようであれば、あとでペーパーで頂ければ助かるんですけども、よろしくをお願いします。

次の質問です。

私有林の森林経営管理制度についてですね、これについてちょっとお尋ねしますが、手入れが行き届いていない私有林を町が森林所有者から経営管理の委託を受け林業経営に適した森林は森林組合などに委託して管理する制度です。

一方、森林系に適さない森林は町が公的に管理する制度であり、この税が活用できると私は認識しております。そこでお尋ねします。

森林所有者の意向調査の状況と進捗、加えてですね、今年度買い取りをされている分収林や町が所有する森林、町有林の森林施業整備にこの税が活用できるのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

整備の対象が私有林となっておりますので対象ではないです。

意向調査の方はのちほど回答させていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

ここまでは文書で提出してませんでしたけども、森林環境譲与税であったり森林環境税のことをお尋ねするというを事前にお出ししていましたので、できればこの場で答えていただければ助かりました。

それではですね、3つ目の質問になるんですけども、私有林の整備には活用できるけれども、町有林には活用できないということですね。何でもかんでも使っていいですよというふうにはならないということは私も認識しておりますし、間違いないところですけども、このような状況を踏まえた上で、森林環境譲与税の活用に関する提案を私の方からさせていただきたいと思います。

少し話は変わるんですけども、地域計画の目標地図に示されております農地であったり、鳥獣対策を行われている農地と森林については隣接しているところが多いと考えられるんですけども、このような状況の中で、農地と隣接する森林を伐採し、林道や作業道などの完了道路を設けて、緩衝帯を整備することで、木材の搬出に有利になったり、倒木などによる被害や有害鳥獣の出没を減少

させるなどの効果があるのではないかと考えます。このことによって農地利用や有害鳥獣対策にも繋がるのではないかと私は考えます。

林野庁のホームページを見てみますと、活用事例として掲載もされておりますが、町内に適した場所がないのか調査をしてみてもどうかと考えますが、町のお考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、研究検討はしてですよ、やはり緩衝帯っていうか、例えば、草を刈ってしまったところなんかもイノシシがなかなか寄りつきにくいので。

そういう形で、林道の整備もちょうど搬出も兼ねてするということでもございましたので、計画としては、今後町も検討をしていかなければならないと私は思っています。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

この件についてはですね、先ほど回答保留されておりますけども、森林所有者の意向調査がまずされるべきもので、その後の動きとなりますので、そちらの回答を待ちたいと思います。

次に3番通学路の安全対策についてです。

先ほどハンプであったり、規制をかけているということで平均速度が落ちたり、進入する車が減ったという実績が、実績はお答えいただいたんですけども、進入規制、速度規制を行うことで車両の低減は図られたということは理解するし、とても重要なことだと考えますけれども、少しちょっと話が変わるんですけども、この区域の中心を通る彼杵宿郷と道の駅の裏の駐車場の出入口が終始封鎖されておりますけども、封鎖されているのはなぜですか。そのことについてお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、最初あそこを舗装する時に協議をいたしましたけれども、まだこの住民の皆さんの理解が得られてないということですね。

それで全部を閉めてはいるんですけども、今後これだけ交通が多くなってあそこを開けばまた抜け道になってしまうんじゃないかという意見もございましたので、その辺も考慮しながら。

例えば、山住医院さんに下りてくる、最初の向こうの町民グラウンドの入口から時間制限で設けておりますけれども、今度は逆に山住先生の所にそのままローソンの前から回ってくる、回り込む車も多いそうでございますので、そこも制限をかけたいなっては考えてたんですけど、医院に患者の皆さんが行かれる時に支障になるんじゃないかという意見も出まして、まだそこはちょっと検討しております。

本当にハンプだけではですね、到底スピードもできませんので、警察としても、いろいろ速度調査とか、速度の検査ですね、そういうのもオービスか何かでまたしていただけないかなと言っているんですけど、なかなか台数が少なくて、郡内全域であるもんですから回ってこないということで、蔵本2号とか、彼杵宿の若松屋さんの前も時々してるんですけど。でも基本的には運転手のマ

ナーだと思うんですけど、なかなかこの交通規制っていうのは私はいつも言ってるんですけど、事故に遭わないとわからないのかなと思ってます。やっぱり事故があったら、事故をを起こした人も受けた人も一生心の傷が癒えないもんですからですね。

そういうことで、本当は個人個人にお願いしたいんですが、なかなか収まらないので、この具体的な対策としてはそういうオービスもしていきますし、蔵本2号線には、今度ですね、ちょっと都会にあります道を狭く見せる、道路に描くハンプ、ちょっと盛り上がったような感じを、その辺もやってみたいと、今考えているところでございまして、その辺はちょっと今後予算で上げさせていただきますけども、やりますので、蔵本2号線ですね。そこも多いもんですから、そういう形で進めたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

道路の速度規制についてはですね、視覚的に訴える、先ほど町長がおっしゃったようにあまりお金をかけないで、落とすような手法ももう以前からありますので、その辺もきっちり検討していただきたいと思うんですけども。

車というのはどうしても国道に出る時信号から出たがるものでして、特に今言っている区域についてはですね、信号が役場前の交差点、蔵本の交差点、銀行の前の交差点、このぐらしか信号がないんですけども、道の駅駐車場の中を道路にするというのは大いに難しいということは当然理解してるんですけども、あの近辺のお住まいの方がですね、国道に出る場合に、道の駅前の交差点から出ればと時間的にその区域を走らない、すぐ国道に出れるということで、通過する車両が減るのではないかと。入ってくる心配もあるんですけども、少なくとも、道の駅裏の駐車場の方たちが国道に出る場合に、縦断的に走らなくてそのまま国道に出るのであれば、そこからあそこは駐車場が町有地ですので、何らかの方法をとって出るっていう考えは難しいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然今度またその周辺の皆さんにちょっと協議をしてですよ、そういう形もお願いをしていきたいと思っておりますが、ただですね、今一応、時間帯もありますけど、スピード、飛ばしていかれる方はバイパス的に利用される方が多いみたいなんですよ。

例えば、大村方面から川棚方面へ抜けるためには、その道をわかったらそっちに行く。そして蔵本2号線は佐賀ナンバーも結構多いです。さっき児玉議員がおっしゃったようにセブンイレブンの所に行って混雑したら押しボタンを押して出る。

そういう形で使われておりますので、やっぱりなんとしても警察の、私は駐在所にお願いをしたいんですが、やっぱりそこに立って、しばらく立っていただくというだけでも効果があるんじゃないかなと。今ちょっと国道の方に立っていただいておりますけれども、国道じゃなくてそっちの町道側の方にも、駐在所も当然ございますけれどもですけど。そういう形でまたお願いをしてみようと思ひますし、道の駅の裏の門の開閉につきましては、今ちょうど夜の6時、9時ですかね。とにかく閉めてるんですよ。なぜかというところに駐車して騒音問題があるということですね、だか

らその辺を開けたり閉めたりするのがどうしてもお願いをしなければならぬこともありますけれども。

そういうことで、ちょっと地域の皆さんとまた再度、協議をですね、して検討させていただきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

これは、すみません、繰り返しになるんですけども、最後の質問になりますけども、道の駅の裏の駐車場の閉鎖については、住民から大きな反対があっているのか。今検討されるとおっしゃったんですけども、元々あって閉めてあるのか。駐車場の機能としてやっぱり閉めて緊急時、若しくはイベント時には開けるだけにされてるのか。コーンのようなもので仮で置かれてるので、ちょっと明確ではないかなと。動かせれば当然入れますので。

大きな住民の反対があってあまされているのか、それとも町がされているのか。あと、開けるのはやっぱり難しいのか、ここら辺を最後、お答えいただいて終わりたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、最初はその舗装する時はもう全部、全面開放しようとは私は考えてたんですけども、やっぱり地元の、近くの方でございますけれども、やっぱり反対がありまして時間的に閉めている。それで後ろは常時閉めている。

だから、そういうことで、ちょっと協議をですよ、まず地域の皆さんの理解を得なければいけませんけれども、そういうことで反対があって。今、実は、開け閉めもこちらの道の駅側からはある所に委託をしているんですよ、夜に閉めていただくように。

だからそういう形で、ちょっともし騒音であれば、もしかしたらその騒音をどうして消去できるかですね、そういうので含めて、朝はいいのかどうかですね。

まず、町は最初は解放するよう計画していたんですけども、協議をしたところ、反対ということでございますしたので、今閉めているというところです。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

さっきの件は、すみません、町長のお答えを聞いた、ちょっと私の中で噛み砕いたんですけど、町は最初は開けようと思って今後協議を進めて開ける。可能であれば開けようかなという想いですよということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

住民の方がですよ、どうしても開けてあっちの方に早く行きたいという方の意見をお聞きすればですね、私はその反対の方も皆さんの意見を聞いて、便利になるんですよという話に、出向いてで

もそういう形でさせていただければと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、2番、児玉隆行議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後1時54分）

再開（午後2時07分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、吉永秀俊議員の質問を許します。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

こんにちは。

本日最後、今年最後の一般質問でございますので、ご清聴のほどよろしく申し上げます。

今日はですね、2点ほど通告をしておりますけれど、まず1点目です。

そのぎ茶の現状と課題並びに今後のそのぎ茶振興策についてつちゅうことです。

荒茶生産量は長年静岡県が日本一でしたが、2024年度は統計開始以来初めて鹿児島県が静岡県を上回り日本一になりました。また、その生産量は27,000tで長崎県の700t、これは約全国の1%に当たるわけでございますけれど、この約39倍になっております。

また、海外では健康志向やSNS上での拡散により日本文化への関心の高まりを背景にアメリカ、ヨーロッパ、アジアなどで抹茶ブームが起っています。このため国内でのてん茶生産量が急速に伸び、代表的な高級宇治てん茶は価格も1kg47,000円と前年の2.4倍に高騰し、生産が追い付かない状況になっているようでございます。

このように日本茶を取巻く環境が大きく変化する中、そのぎ茶においては蒸し製玉緑茶部門で、資料にありますように、ここはですね、資料にありますように、2017年から2020年と訂正をしていただきたいと思います。この4年連続と2022年に個人・産地賞を受賞して以来、ここ3年間は個人・産地賞ともに残念ながら嬉野市に首位の座を譲り、以前の勢いに陰りが見えているように私は思えてなりません。

そこで、次の点について町長の所見をお伺いします。

まず、1番目にお茶専業農家の戸数の推移を伺います。

2番目、一番茶の荒茶平均価格の推移を伺います。

3番目、この3年間産地賞・個人賞ともに嬉野市に後れを取っている原因をどのように分析されているのでしょうか。

4番目、日本一奪還へ向けての施策はあるのでしょうか。具体案があればお聞かせ願いたいと思います。

5番目、世界的抹茶ブームにより、特に京都の宇治や鹿児島県では煎茶・番茶等から、てん茶に転身する農家が急増しています。そのぎ茶の持続可能な成長戦略をどのように考えておられるのかを伺いたいと思います。

次に、2 番目の質問でございます。

ICT 教育等の現状とその課題について

文部科学省が 2019 年に教育改革案の一つとして発表した GIGA スクール構想 (Global and innovation Gateway for All) の主要目的は「個々の児童生徒に最適化された ICT 環境の整備によって、創造性を育てる教育の実現を目指すこと」とされています。GIGA スクール構想下では従来学校で使用してきたノート・鉛筆・教科書と同様に、全ての児童生徒に 1 人 1 台のタブレット端末貸与が基本とされています。

本町では 2016 年から電子黒板用のデジタル教科書を採用し、県内でもいち早く ICT 教育の取り組みが始められました。2019 年にはベネッセの ICT 支援員を配置し、学校・教育委員会等の連携強化が全国的にも取り上げられ、県内でも ICT 教育の先進的な町として今日に至っています。

ICT 教育の現状においては様々な課題も指摘されていますので、以下の点について町長、教育長の所見を伺いたいと思います。

まず 1 番目に、本町では ICT 教育の課題の一つである IT リテラシー (通信・ネットワーク・セキュリティなどの要素についての理解や操作する能力、すなわち機器を導入しても教師が使いこなせない) という IT リテラシーの研修等は十分なのでしょうか。

2 番目、2022 年に設置された東彼杵町 GIGA スクール運営支援センターの役割を簡単明瞭にお聞かせください。

3 番目、デジタル学習のプラットフォームである「学習 e ポータル L-Gate」の主なアプリケーション事例をお聞かせください。

4 番目、児童生徒の家庭でのインターネット環境は十分なのでしょうか。

5 番目、今年度の全国学力・学習状況調査の正答率は秋田県、石川県、富山県、福井県の上位常連県に加え東京都の進出が目立ったようでございますけれども、長崎県は全ての教科で全国平均以下のようなものでした。本町の成績を伺いたいと思います。

また、この調査は、本町においてはオンライン、ペーパーテストのどちらだったのでしょうか。

6 番目、中学生のスマートフォン所有率を伺います。

7 番目、愛知県豊明市では今年 10 月 1 日から「スマホ 2 時間条例」(余暇時間のスマホの使用について 1 日 2 時間以内を目安とし、さらに小学生は午後 9 時まで、中学生以上 18 歳未満は同 10 時までを目安に各家庭でルールを作るように促すもの) が施行されましたが、町長の所見を伺いたいと思います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長 (浪瀬真吾君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、吉永議員の質問にお答えをいたします。

大きな 1 番目のそのぎ茶の現状と課題並びに今後のそのぎ茶振興策についてお答えをいたします。

まず 1 点目のお茶専業農家の戸数についてについてお答えをいたします。

茶生産状況調査をもとに、過去 3 年間の推移を申しますと、令和 4 年度が 32 戸、令和 5 年度が 29 戸、そして令和 6 年度が 25 戸となっております。

次に、2点目の一番茶の荒茶平均価格の推移についてお答えいたします。

西九州茶流通センターで取り扱われた JA 長崎県央関係出荷分の一番茶のキロ当たりの荒茶平均価格について、過去5年間の推移をご説明をいたします。

令和3年度 2112 円、令和4年度 2209 円、令和5年度 2179 円、令和6年度 1988 円、令和7年度 2386 円となります。

次に、3点目の嬉野市に後れを取っている原因と4点目の日本一奪還に向けての施策の具体案につきましては担当課長に答弁させます。

最後に5点目のそのぎ茶の持続可能な成長戦略についてお答えをいたします。

まず、ご質問にありました世界的な抹茶ブームについて触れます。

長崎新聞によれば、この抹茶ブームは、1996年にハーゲンダッツがグリーンティーアイスを販売したことを契機に始まり、2000年代にはスターバックスが取り扱ったことで定着。さらに2010年代以降は、健康志向の高まりと、SNSによる情報拡散により、抹茶はスーパーフードとして世界的に広がったとされています。

抹茶の原料であるてん茶の生産量と価格は上昇が続いています。全国茶生産団体連合会の調査によりますと、令和6年の生産量は5336 t、5年前の倍に達し、平均単価も1 kg当たり約3278 円と1.5倍に上昇いたしております。

令和6年の主な輸出国地域を申し上げますと、アメリカ、台湾、EU、英国、東南アジア、カナダで、特にアメリカが全体の32%、台湾が19%と2か国で半数を占めています。

また、直近ではポーランド、インド、スリランカ、メキシコ、クエートなど新たな国々で急速に需要が拡大している状況でございます。

こうした動きを受け、主要産地の鹿児島県では、国の後押しを受けて、てん茶工場の新規建設が進んでいます。

一方で、日本茶の国内消費は人口減少と若者の緑茶離れによる減少傾向が続き、茶農家や茶園面積も年々縮小しており、本町においても同様の傾向が見られます。

以上を踏まえますと、そのぎ茶の持続可能な成長戦略は大きく2つの方向に整理できると考えています。

まず1つは、てん茶生産の拡大です。

町内産てん茶は、蒸し製玉緑茶に比べて単価が3倍以上、収量も秋冬番茶まで収穫すれば2倍程度となり、収入面で大いに魅力があるところでございます。

課題としては、生産施設整備の費用、相手国に応じた残留農薬基準のクリア、有機農法の拡大、安定的な輸出体制の確立など課題もありますが、他の産地と同様に、国や生産者団体と連携すれば十分に組み立てるものと考えています。

もう1つは、付加価値の高い蒸し製玉緑茶の生産です。

全国的にてん茶生産への移行が進めば、従来の日本茶の生産量が減少し、需給バランスの改善により、質の高い緑茶は高単価で販売できることが期待できます。そのためにも、全国茶品評会や日本茶アワードでの評価は単価に大きく影響を与えるものと考えており、そのための取組みが今まで以上に重要になると思います。

この以上2つの方向性を柱とし、生産者や関係団体と協力しながら、そのぎ茶の持続可能な成長

を目指したいと考えています。

次に、大きな2番目のICT教育等の現状とその課題については、最後の7点目のスマホ2時間条例に係る所見について先にお答えし、その他は教育長に答弁させます。

豊明市が制定した「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」は、仕事や勉強生活に必要な時以外にもスマートフォンなどの使用時間を1日2時間以内を目安とするものです。対象は子どもから大人まで全ての市民を対象としたものです。

また、その目的は、スマートフォンの過度の使用による生活の乱れや、睡眠不足、健康への影響を防ぎ、市民が使い方を見直すきっかけを提供することを目的に理念条例として制定をされています。

特に子どもたちにおける環境では、スマートフォンの長時間利用が学習意欲や生活習慣に悪影響を及ぼす懸念は全国的に指摘されています。

本町としても、豊明市のスマホ2時間条例の取り組みは子どもたちの健全な成長を支える一つの方策として参考になると考えます。

ただし、条例で一律に制限するのではなく、家庭や学校が協力して適切な利用習慣を身につけさせることが重要ではないかと思っています。

まずは保護者への啓発活動や学校での情報、モラル教育を強化し、子どもたちが主体的にスマートフォンをコントロールできる力を育むことを目指していくことが必要ではと感じています。以上、登壇しての答弁を終わります。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

それでは(3)の嬉野市に後れを取っている原因の分析について、町長に代わりましてお答えいたします。

まず受賞をしておりました令和4年までですけれども、製造につきましては、嬉野が生葉60kgラインで1釜製造。東彼杵町は35kgラインで1釜製造でした。

手摘みにつきましては、手摘みを行った件数が、嬉野市が、おおむね2、3件、東彼杵町がおおむね7、8件でした。

それで、嬉野も東彼杵町も製造では1釜のみ、60kgと35kgの差がありまして、手摘みをしたほうが有利に働いたと分析されます。

令和5年以降となりますけれども、嬉野は令和6年、昨年までは60kgラインで1釜でしたけれども、今年、令和7年から2釜に製造、2釜製造をされております。

東彼杵町の方は昨年同様35kgラインで1釜製造し、手摘みの件数はどちらもおおむね昨年と同じ件数でしたので、県の分析では嬉野が量を多く製造し、その中で一番良い部分のみを選別したことが主たる敗因と考えられます。

ただし、令和7年度は昨年の敗因も考え、東彼杵町も2釜製造しました。出品者21人中2釜製造したのが13人、その中で手摘みで2釜製造した農家が本町最高位の4位となっておりますので、よって、手摘みを実施したほうが特に内質においては高得点に寄与することは間違いないと思われます。

次に、(4)の日本一奪還に向けての施策の具体案についてお答えいたします。

前提としまして、製茶技術や肥培管理費など品評会茶の製造に関することは、県の茶業試験場や県央振興局、県の農産園芸課などの技術者の方の範疇となりますけども、町としましては、茶工場運営に係る人的支援や茶部会への助成金による支援が中心となります。

これを踏まえた上で県の分析によりますと、日本一奪還に向けた施策としては4つございます。

1つ目が、摘採時期を2日程度若摘みする。

2つ目が、荒茶の保存方法を冷凍保存から冷蔵保存にする。

3つ目が、2釜以上の製造を徹底する。

4つ目が、外観におきまして今回の県品上位2名が、白芽を多く含む出品茶でしたので評価が下がった可能性があります。

これを今度は茶業試験場の色彩選別機により、白芽を弾くようにしていきたいというふうに、4つことを施策の具体案として挙げられております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

それでは、吉永議員のICT教育の現状とその課題についての1点目、ICTリテラシーの研修等についてお答えします。

情報セキュリティ研修を、令和5年度10月に学校ごとに全職員を対象に行いました。

令和6年度からは、他市町から赴任してきた職員、つまり、さきの研修を受けていない職員に対して、辞令交付式の後、同様の研修を行っています。また、現在、情報セキュリティポリシーを作成しており、12月に校長会で1月には全職員に向けオンラインで研修を実施する予定にしております。

令和8年8月には、クラウドにおけるゼロトラストの運用を計画しており、その際に改めて情報セキュリティポリシーを一部改定し、クラウドに対応した研修を全職員に対して再度行う予定です。

合わせて、児童生徒の9年間の情報活用能力体系表を作成し、身につける能力を明らかにしています。これらを指導するカリキュラムを作成し、令和8年度から施行する予定です。

子どもたちに指導するからには、先生方も知識も技能も身につけなければなりません。

必然的に情報セキュリティ・モラルについての教職員の理解や操作能力は上がっていくことと思います。

ICTの進化は目覚ましく、定期的に研修を行う必要性を感じており、情報セキュリティポリシーにも研修を明記しております。

次に、2点目の運営支援センターの役割についてです。大きく5つあります。

1点目は、アカウント管理です。このアカウント管理のおかげで、転入してきた職員も4月1日からすぐに使えます。始業式から児童生徒も使うことができます。これは、教員の負担軽減に大きな役割を果たしています。

また、アプリをお試しで使った後、効果を確認した上で購入できるメリットもあり、また、無料の有用なアプリを導入することもできています。

アカウント管理に苦勞している自治体・学校は多いと聞いています。

2 つ目は、職員の研修です。先に述べた情報セキュリティ・モラルの研修も含め、今年度、吉永議員にも参観いただいた ICT の夏の研修会を毎年行っていますし、学校の要請で各学校で研修を行っています。

3 つ目は、授業支援です。初めて使う先生、ICT に不安を感じられる先生の授業のサポート役を行っています。これにより利用が促進され、特に他市町から赴任してきた先生は助かっています。

4 つ目は、機器のトラブル処理です。授業中トラブルがあると先生方は不安になり使いません。すぐに対応してもらっていますので、先生方はストレスなく使用できています。

5 つ目は、学校の要望や現状についての把握、教育委員会の方針の具現化へのサポートです。

毎月報告書を提出してもらっており、学校の要望や活用状況等を把握することができています。次に、3 点目の学習 e ポータル L-Gate の主なアプリケーション事例についてです。

児童生徒の学習面では、各教科のデジタル教科書を L-Gate のシングルサインオンで利用しており、児童生徒が複数の教材に迷わずアクセスできる環境を整えています。

また、学習理解の定着を図るため、学習支援アプリの各種サービスを日々の授業や家庭学習の場面で活用し、基礎学力の向上と個別最適な学びに取り組んでいます。

教職員の指導面、校務面では職員室及び教室において、指導者用デジタル教科書を L-Gate 経由で活用し、掲示資料の即時提示や授業準備の効率化に役立てております。

さらに、教員用の複数のソフトも L-Gate からサインインできるようになっており、学級経営、学習状況の把握に必要な情報を円滑で、扱えるようになっていきます。

あわせて、児童生徒及び教職員のアカウント管理を L-Gate 上で一元的に行うことで、年度当初の名簿更新や教材の配布設定など校務の効率化を進めています。

加えて、国の取り組みである文部科学省の CBT「MEXCBT」の調査についても、L-Gate を通じて受験できるように環境整備を行っており、学力の状況を客観的に把握するためのツールとして活用しています。

以上のように、L-Gate を学習面・指導面・校務面のいずれにも活用し、児童生徒にとって使いやすい ICT 学習環境の整備と教職員の業務負担軽減を同時に進めています。

次に、4 点目の児童生徒の家庭でのインターネット環境についてのご質問です。

現在、中学校は常時、小学校は主に長期休業中に持ち帰りをしています。

インターネット環境がない家庭にはモバイルルーターを貸し出していますので、インターネットに繋ぐ繋がらない家庭はない状況です。したがって、児童生徒のインターネット環境は十分であると考えています。

ちなみに、モバイルルーターの貸し出し数は十台ちょっとで、さほど多くはありません。

次に、5 点目の本町の全国学力学習状況調査についてのご質問です。

本町の今年度の全国学力調査の結果ですが、数値は申し訳ありませんが非公表としていますので、その範囲でお答えさせていただきます。

小学校は国語、算数、理科とも全国平均をやや下回っています。

中学校は、国語はやや上回っていますが、数学、理科はやや下回っています。

ここ数年、全国平均のやや上、又はやや下という結果で、全国平均前後の結果です。しかし、常に全国平均の結果を上回る結果を目指し、学校と同一歩調で取り組んでまいります。

次に、調査方法ですが、本年度、オンライン調査は、中学校は理科のみで他はペーパーでした。しかし、次年度は中学校の英語はCBT コンピュータシステムになります。

したがって、英語はスピーキング・ヒアリング、これまでのペーパーでできなかった力も調査されることになります。

外国人が身近にいない本町の子どもたちと都市部の子どもたちの差が生まれるのではないかと、危惧をしているところです。

令和9年度から全ての調査がコンピュータシステムになります。

次に、6点目の中学生のスマートフォンの所有率についてです。

明確な調査をしたわけではありませんので、正確な数字はお答えできませんが、令和5年10月に県教委が全県的に調査を行いました。その際、本町の72%の生徒が所持していると回答しています。2年前がこの数字ですから、現在は少なくともこの数字と同等、又はそれ以上が所持しているものと思われます。

ちなみに、校長先生の感触では80%は持つてゐるんじゃないかなという返事でした。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

先ほどですね、一番茶の平均価格、私も5年間聞いてびっくりしたんですけど、今年はなるほど全国お茶不足で2300円ということなんですけど、去年はもう2000円を切ってるっちゃうことなんですよね。

私もいろいろお茶農家さんに聞いてるんですけど、もう数軒の農家はですね、ある程度の固定したお客さんを持っていて、5000円、6000円でも毎年取っていただくという話なんですよ。

それで、これ平均が大体2000円ぐらいですから、もう聞いたらですね、やっぱりどげんしたっちゃやっぱり3000円から2800円ぐらいで引き取ってもらわんともう赤字になるということですね、私数年前から聞いておりました。

それで、私の知り合いさんもですね、先ほどの町長の答弁がありましたように、5年度は29軒、6年度は25軒で4軒減っておられますけれど、結構面積は作っておられるんですよ、3町4町、作っておられるお茶農家がですね、こういったふうに減っておりますので、私本当にですね、お茶農家もですね、非常に格差、お茶農家自体に格差が出てきてるんじゃないかと思っております。

そこでですね、今後、先ほどてん茶と付加価値のあるお茶と町長おっしゃったんですけど、果たして5年後10年後に、昨年が25軒ですけど、どれぐらいの農家が残っておられるのか、町長のちょっと私見を伺いたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに吉永議員がおっしゃるとおり、だんだん縮小していつてるんですけども、今後考える方向はですね、農協、JAともお話をしましたけど、てん茶に栽培を替える。これは先ほど言いましたように、収量も3倍になりますし、そういうことで、減る農家は減ってもてん茶でまた盛り上がれば、

盛り上がるんじゃないかなという JA の施策がございますので、新しくまたそういう展開をされるということでお話におみえになりましたので、私も非常にそっちの方がいいのかなとは考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

この資料を見るとですね、この3年間は2位が最高で、産地賞も個人賞も頂けないというような感じなんですけども。

それと10年前に日本一になってからですね、これ、今の産業振興課長を中心に色んなところでイベントとか色んなツール、色んな方と連携をされて、そのぎ茶の売り込みをされてるんですけど、最近では九州産業大学で、福岡、10月は長崎の観光通りで生産者、これは卸屋さんも入って直接販売をされておったりですね。

また、10月は長崎市で秋のそのぎ茶まつりとか、11月、12月は日本橋の物産館でオープンイベントをされて、色んなPRをされてるんですけど、なかなかこれ知名度アップに繋がっていない、いないんじゃないかと私は思うんですよ。

それで、先ほどちらっと町長もおっしゃったんですが、やっぱり知名度アップのためにやっぱり賞を取る。日本一の賞を。これを連続して取ることがね、私はこれが一番早道じゃないかと思っていますけれど、たぶん町長もそう思われたと思います。時間がないですから。

先ほどですね、この品評会用のお茶の話がされました。課長の方からも、今までは35kgで1釜やったのを2釜にされると聞いたんですけども、私もお酒の業界に長くおりましたけども、日本酒もですね、品評会が全国あります。この時はですね、普段作らないようなやり方でお酒を作るんですよ。例えば、お酒の場合は皆さんよくご存知精白度でございますけど、普通のお米は90%精白ですけど。いいお酒を造る、品評会に出す時はもう30、40の精白度でですね、作るわけなんですけど。最初、まん丸な米粒をですね、まず水に浸してそれから蒸すんですけども、これもストップウォッチを測りながらするんですよ、その品評会用はですね。そうしたお酒はですね、斗瓶といって、斗瓶というのは一升が10本分ですから、一升瓶10本しかないんですよ。大きな酒蔵でも、その品評会のお酒は、たった一升瓶10本しかないんですよ。

それでですね、私何を言いたいかという、先ほどちょっと嬉野のやり方をおっしゃったですけどね、これ、そのぎ茶の生産農家の方に聞いたんですけど、確かに東彼杵町の方でもボランティアによって手摘みのお茶を35kg1釜でされてるんですけど、嬉野の方はですね、なんと、そのボランティアの方が手摘みをされた方、お茶をですね、新茶を、また農家が、その先ほど言った白折り分をはねて、半分ぐらいにしたやつをですね、その品評会用にされてるんですよ。

これで、これをされたら、ちょっとこれは禁じ手ばってん、これをせざるを得ないと。もう東彼杵もこればせんばやろうというお話をされました。

そうすると単価はかなり上がりますよ。しかし、これも先ほど言いましたように、品評会用ですから、やっぱり特別なやっぱりね、作り方を私はせんばじゃないかと思っていますけども。そこら辺どうですか。そこら辺の指導といいますか、町からの茶業試験場あたりを通じての、農家に対する指導は誰がどうされるかと思いませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそういう方法です。実は、東彼杵町が連覇をする前は嬉野茶が7連覇だったんですよ。

それから、そのぎ茶の35kg作った工場を見て、またそういう形で作られた。そして一番大きな差はですね、手摘みをするところも雨が降ってもできるようにテントみたいなので囲われるんですよ。だから、そのぎ茶の場合は雨が降ったらもう順延とかなってしまいますけど、そこだけはですね、もう最初から品評会のお茶の茶園を選ばれてですね。東彼杵は全部の中から製品ができてから出て、上位の方がいくような形になりますけども、嬉野市は、個別にですね、最初から選んだら圃場をこことここということで、それでそこに嬉野市の補助も出しますが JA も出して、そういう雨が降っても日にちはもう変更しない。その日にもう計算で新芽が出るところの計算をしながらされるもんですから、そこは非常に嬉野市からお聞きをしまして、なるほど、その辺がちょっと遅れたかなとは考えてるんですが。

今、東彼杵、そのぎ茶もそうでございますけれども、例えばもう1%しか元々ないお茶でございますので、品評会は品評会にしても、私は高級茶志向でいこうって考えてるんですよ。

と言いますのが、今もマリオット、それからななつ星にもウエルカムティーでそのぎ茶です、嬉野茶ではございません。

そして、この前私東京にも行きまして、交通会館前でもですね、半日で、皆さんそのぎ茶をご存知ないんです。みんな関東狭山とか静岡の掛川、それから九州は知覧とか、製造量が多いからですね。

でも、試飲販売をしたところですね、半日でこの前も言いましたけど、50万近く売れたんですよ、東京の有楽町。

それからこの前議員さんにも行っていただきました京橋のふくろう、そこの社長さんは今度ですね、もしちょっとここで紹介するのも何だと思っておりますけども、高輪ゲートウェイって山手線に新しくできた駅の前にニューマンというビルがあって、その28階に店を出されてますので、もし皆さん方が東京に行かれた時には是非お立ち寄りいただきたいと思ってるんです。これはインターネットで探せば、「メ蕎麦燦々」というところなんですけれど。そこにそのぎ茶と雲仙のハムですかね、そのつまみ。その辺も一緒に共同して社長さんが出していただいておりますので、非常にお客さんは多いです。特に28階直通のエレベーターですので、もう途中は止まりませんので、28、29階と色んな飲食店があって、たぶん中間はビジネスの所だろうと思うんですけど。駅からもう徒歩すぐですので、北口を出れば。

だから、そういう形でコマースを打っていきますけども、お茶農家の方に対してもやっぱり収量と金額が上がらないとですよ、なかなか後継者も育たないということはお聞きをしております。

と申しますのは、販売、そういうお茶を販売する店もやっぱり後継者がいらっしゃるところともうその親の代で終わるとか全然取り組みが違うんですよ。

だから、そういうことで収益を上げていただいて、なんとしても残る範囲でも、そのぎ茶を今度優位にもっていきたいと。

ただ、私が考えているのは、アワードって、もう1つで吉永議員がおっしゃったような、もう品

評会と別に飲んでおいしいお茶のチャンピオンを目指していきたい。前回全国茶品評会では4位って言いましたが、1番2番3番は同じ家の方が取られたんですよ、同じ製品を出して、親の方、子どもさん、奥さん、名前。だから1、2、3はここに来て、4番、そのぎ茶は尾上さんでしたけど。本来ならもう2位ですよ。同じ品評会のお茶が家族で別れたというだけですので。次もなんとかそういう形で、町としてもできる限り支援をしていきたいと。

ただ、そういうお茶を選ぶ、今度選ぶっていうのは今産業振興課長に言いましたんで、吉永議員がおっしゃったような取組みをしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

それではですね、是非そういった、私ももうその品評会用専用に、これは絶対必要と思いますんで、そこら辺の方向でですね、行っていただければと思います。

次に、てん茶のお話をさせていただきますけど、ここに南日本新聞、これは鹿児島新聞なんですけどね、これに書いてありますが、秋冬番茶、この秋冬番茶っちゅうのは、1番茶、2番茶、3番茶、4番の次ですよ。お茶を整枝するための硬いお茶なんですけど、その価格がですね、去年は400円だったのが今年は3000円ぐらいすると。もう7倍以上になっているというふうなお話ですね。この価格は、先ほど東彼杵町は大体2000円前後の一番茶の平均価格ですけど、鹿児島県が大体一番茶の平均が2500円ぐらいだそうですよ。この2500円を上回っているという話なんです、今年ですね。それだけ、要するにそのてん茶、抹茶の需要がもう世界的に起こってるちゅうことですよ。

私、実は、先日、フォーティーズに行ったんですけど、聞いたらですね、9月の、9月から10月にかけて40日間連続24時間フル操業したって言わす。それでも需要に追いつかないと。24時間、40日間されたそうですよ。それで、秋冬番茶がなくなってしまって終わられたんですけどね。結局、作れば作るほど売れるそうでございますんで。

それで、このてん茶についてですよ、先ほどちょっと町長もおっしゃったんですけど、ちょっとJAの方が、ちょっとこのてん茶工場を作るというようなお話があるように聞いたんですけど。ちょっとその辺のお話をしてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

JAの方からおみえになって、もうなんとしてもそのお茶農家が離れてしまう、儲からないっていうことで、そこをてん茶の方に変えるということで、今の赤木にあります工場をですよ、ちょうど機械も入れ替え、建屋もちょっと古くなったから、一気に国の補助を使ってやるという話になりました、今までの、もうお茶を離れようかという方もそのてん茶で収益を上げるということに取り組みたいということでございましたので。

今、本当に、吉永議員おっしゃった世界的な需要がございまして、てん茶は。

ただ私がさっき申し上げたように、てん茶てん茶となった後に、今鹿児島もそうですけど、全部大手の飲料メーカーがですね、買い占めに走っているんだそうで、東彼杵町にも来てるそうです、そういうお茶が人気ですね。

だから、その辺も含めてどういう方向性で行くのか、JA と協議をしながら。それと、フォーティーズはフォーティーズでてん茶工場がございますので、その辺も活かしながらですね、どういう形になるのか研究をしていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

今、お話のようにですね、現在お茶の需要っていうのは、それはもう一番多いのは煎茶とか番茶とか玉露で、急須とかパックで飲むお茶ですよ。それで 2 番目がペットボトル用、3 番目が今のてん茶なんですけども、この中でも特にこのペットボトルと抹茶、これはものすごく増えております。

私もびっくりしたんですけど、町内でもそのペットボトル専用のお茶農家が出てきましたね。聞いたらもう 15 町作ってって言われた。全部それはもう西海市に持っていかれる、15 町分ですね。トラックを、ダンプを 2 台買っておられるわけですけども、もうそれ専門ですよ。

ですから、お茶農家も、そのペットボトルと今後そのてん茶と二極化するんじゃないかというふうに思っております。

それで、この世界的な抹茶ブームなんですけど、これあと何年続くか予想するのは大変難しいと思われますけれども、これから新たな設備投資をしててん茶に切り替えるに大きなリスクがあります。覚悟も必要です。しかし、鹿児島県や京都の宇治のように既にてん茶に舵をきった生産地もあります。

お茶業界にとってはここ数年が大きな転換期と思われますので、そのぎ茶のこれからの持続可能な振興策についてはですね、やはり生産者、JA 卸売業者、そして町が一丸となって、もう私この 2、3 年が本町のお茶農家についてもですね、大きな大きな転換期にあるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のですね、やはりきちんとした計画を町の方でもやっていただければと思うんですけど、お茶についての最後の答弁をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、もう日本だけじゃなくて、中国がですね、てん茶を一気に広げようとしてますので、中国の量がもう考えられないくらい多い量でございますね。その辺も見極めながら、お茶農家さんもやっぱり研究をしているということでしたので、中国が市場に入ってきたらかなりのそのまた値段も落ちるでしょう。大量生産で安くてもいけるような感じでしていますので。その辺も見極めながら、お茶農家さんたちと協議をしながら、消費者もそうですけども、含めて、将来展望はですね、計画を確実なものにしていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

先ほども申しましたように、鹿児島、京都宇治がてん茶の設備工事をしてるんですけども、全国的なこのてん茶を生産する機械自体がもう不足しているということございまして、たぶんこれか

らですね、来年、再来年とベンチャー工場の設備投資も、先ほどの JA の話もありましたけど、そこら辺はですね、私は今まで以上の、やはり補助、町の補助が必要だと思いますんでですね、そこら辺の検討をですね、是非今からですね、していただければというふうに思っております。

次に、2 番目の質問でございます。

まず IT リテラシーについてお伺いしたいと思います。

答弁におきましてはかなりの研修、また来年も予定されているようですが、やはりこの研修についてもやはりその先生の個人差、やっぱり先生の個人差とか年齢とか、もうはっきり言って 55 ぐらい過ぎたらですね、たぶんいくら研修されても忘れていく方が多いような、私もそうなんですけど、最近では。そういう現状ですから、たぶん個人差があると思うんですよね。

それで、各学校には今支援員さんがいらっしゃいますね。先生を指導する方、児童生徒を指導する方がいらっしゃると思うんで、どういうふうな配置になっておりますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

今、先に答弁しました運営支援センターが 1 人おります。あわせて各学校にですね、ベネッセに契約している ICT 支援員が週に 1 回来ております。

これは先生の要請によってですね、各学校に配置しているものは、授業の準備とか教材の作成、それから授業する際の教員の支援、児童の方の支援に回っております。

最初の時にはですね、かなりどう使っているのかわからなかったもので、先生方も利用率は低かったんですが、今ほぼ毎日使っているということなんです。

先ほどおっしゃった、吉永議員がおっしゃったように、やはり年齢差とか個人差があるのは事実です。今ただ現状ですね、各学校にそれぞれけん引役が育ってまいりましたので、それが各学校の中でミニ研修会を行っております。それに積極的にですね、ベテラン職員も参加しておりまして、ある学校の中では 60 以上の者が熱心に取り組んでいるという話も聞いておりますので、先生方は非常に熱心に取り組んでいただいていると思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

この ICT 教育についてはですね、たぶん本町においては決められた以上の加配の、たぶん、支援員さんもいらっしゃるんじゃないかと思うんですよ、児童生徒に対しては。そういう方はいらっしゃいませんか。加配の、要するに町単、町単でしていただいている方はいらっしゃいます。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

県の、県からの支援をありません。

町からもらってるのは ICT 支援員さんがちょうど教育委員会の予算で出してる部分で、各学校にいる者はですね、特別支援、教育の支援員ということで、ICT のための支援員ではありません。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

私この前行った時には、各教室に ICT の授業で教えられている先生が 1 人いらっしゃったからですね、先生じゃない支援員さんが。その方は ICT 専用の生徒たち、児童たちに教える方だと思いましたが。そうではないんですね、特別支援の方がたまたまそこにいらっしゃったっつゆうことですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

たぶんそれは ICT 支援員じゃないかなと思っています、ベネッセの、町の。女性の方だったらたぶんそう。大体支援員さんは女性なんですけども。女性の方を配置しておりますので、その方じゃないかなと思っています。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

それぞれの学校に 1 名、先生を指導される先生がいらっしゃいますね、ICT の。千綿小学校やったら 1 人とか、名前は言われませんから。たぶん 1 人ずついらっしゃるって聞いてるんですよ。各学校に 1 人ずつ。

その中にですよ、ICT 活用教育アドバイザーっていらっしゃいます、その 3 人の中に。ICT 活用教育アドバイザー。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

もしかしたらですね、本町が ICT 支援アドバイザーということで、無料でですね、こっちが委嘱状を出してしている職員が 2 名おります。これは男なんですけどもです。

ここはほぼ先生方にも指導というか、授業はできませんので、先生方の操作の説明とか何とかを行っております。もしかしたらその方かなと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

教育長のお仕事として、やはりこういった ICT 教育にますます熱心に行っている町でございます。是非、県の教育委員会にもですね、是非来年の 3 月転勤の時にはそういった ICT の教育に特化した先生をですね、誘致して、誘致というのが、これは配置、配属と言いますか、そういうのが私教育長の一番の仕事じゃないかと思っておりますので、是非、県の教育委員会にはですね、強く働きかけていただきたいというふうに思っております。

それで、次に、ICT 教育のセキュリティ対策についてお伺いします。

一般の教科書を使った授業においては、文科省の学習指導要綱に基づく全国統一した授業がなされていますが、ICT 教育においては使用するデジタル教科書も内容も違う。ましてや学習 e ポータルを利用していない市町村もまだ多くあると思います。

本町ではいち早く GIGA スクール運営支援センターを立ち上げ、先ほどのですね、ここで児童生徒や教職員、教育委員会など約 100 のアカウントを管理していると聞いております。

ここで、また民間のですね、Q-bic ソリューションと言いますけど、この Q-bic ソリューション、ベネッセコーポレーションが十分に関与しているわけですけど、ここら辺のそのアカウントのセキュリティはどういうふうになってますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

これは先ほど説明しましたように、シングルサインオンというところで一元的にここで管理ができています。あとはもうパスワードと。

今後ですね、先生方も全てパスキー、顔認証での取り扱いになります。来年 8 月からは、フルクラウド化をした際にはですね、文書も町内では共有できますが町外に持っていくと暗号化されまして町外では開けないというようなことも計画をしておりますので、セキュリティ対策、これをハードの面と合わせて先ほど説明しました、答弁しましたけれども、あと先生方への知識と理解の教育ということで 2 本柱を考えておりますので、現在のところアカウント管理はですね、しっかりその部分で運営支援センターを中心に、管理をしていただいているところです。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

先ほどのお話では出てこなかったんですけど、教職員専用のタブレットパソコンの中には、スズキ校務というのがありますよね。これの内容をちょっとお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

これは校務支援ソフトの分ですね、主に校内の職員の連絡、合わせて通知表とか指導能力の作成にしておりますし、個人ですね、色んな記録を残しておく、それを次に引き継ぐとか、そういうものの資料用の作成で、ほぼ校務支援用です。

ただしですね、次年度から、来年度からですね、県の推奨システム「C4th」というものがあるんですけども、リース期間が切れることに踏まえて、スズキ校務に関しても、来年 1 年間のみでその間に C4th に移行する計画にしております。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

今、教育長もおっしゃったように、このスズキ校務もですね、これ、職員さんの、教職員さんのタブレットパソコンに入ってるんですけど、この中には先ほどおっしゃったように通知表の他に出席日数とか、生活の普段の生活状況ですね、どういうことを指導したかという、非常にプライバシーに関するものが入っておりますんで、私、そこら辺のですね、セキュリティは十分かなということでちょっとお伺いしたんですけど。

実は長崎県でもそうですけど、ほとんどの自治体の OS は大体 Google なんですよ、Google。それで我々のこの iPad は iPadOS なんですよ。そしてセキュリティが自動更新できて、更新も非常にやりやすいんですけども、学校で使われている Windows のタブレットパソコンはですね、Windows OS で、これも全世界的に使われて非常に使い勝手がいいもんですからウイルスの対象になりやすいんですよ。

それと、私のパソコンもそうなんですけど、更新がなかなかうまくできない、Windows の OS はですね。

そこでやはり、特にですね、Windows OS でございますんで、先ほどもちょっと教育長もおっしゃっていただきましたけど、特にこのスズキ校務というのは、非常に児童生徒の個人情報がたくさん詰まっているわけでございますけども、もう 1 回念を押してですけど、この安全対策をもう 1 回ちょっときちっとしていただくような答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

ありがとうございます。

議員がおっしゃるとおり、Windows というのはかなり汎用性が高いこともありまして、その懸念があります。

そういうこともありましてですね、今年度、子どもたちのタブレットを入れ替えましたが、共同調達ですね。この部分はほとんどの自治体が 3 月に入れ替えをするんですね。

ところが本町はですね、10 月に前倒しをして急いで入れてくれて 9 月の補正でお願いをしたところですが、なぜかという、Windows の 10 が切れるということで早めに必要ということでそれを業者に早めにしてくれということでやっておりました。

そういう懸念、議員の懸念も、特にスズキ校務については、こちらも本当に気をつけなければいけないと思っておりますので、今後、先ほど申しましたが、ゼロトラストを入れまして、必ずセキュリティの強化を図り、外部に漏れない体制を整えているところです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

続いては全国学力学習調査状況について、今、小学校中学校の国語を除いて、小学校中学校全て全国平均以下だったけど、ここの、私の一般質問のにも書いてあります長崎県自体がちょっと、全部ですね、全国平均にいかなかったもんですから、お話を聞くと、全国平均よりやや下ということで、長崎県の平均とその同等ぐらいかなと思うことで、ちょっと安心をしたわけでございますけども。

全国学力調査状況の結果はですね、対象となる学年の状況によりますもんですから、あまり一喜一憂することはないと思っておりますけど、良い方に越したことはないですよ。

その上で申し上げますけど、ICT 機器の活用には自信がある児童生徒は正答率が高い傾向にあるということはこれは全国的にしっかりしたエビデンスがありますんで、東彼杵町でもですね、今後、学校、教育委員会、保護者、そして行政が一丸連携となってですね、継続的に正答率が高いことに

越したことはないわけですから、正当率アップのためにですね、努力をしていただければというふうに思っております。

そこでもう1つちょっとお伺いしたんですけど、先ほど中学校はタブレットを家に持って帰ると。それで小学生は時々持って帰るっちゃうことなんですけど、私たちのこのタブレットも Google が入ってるんですけど、この Google、何でも見られるんですよ、何でも Google で。児童生徒用の Google はどういうふうになっているんですか。

例えば、学校ではそういう先生が見ていらっしゃいますから変な検索はできないでしょうけど、それを家に持って帰るとなると、そこら辺がちょっと心配してるんですけど、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

そこをフィルタリングをかけております。

ただ一部ですね、ちょっと学校の要請で、部分が全てがある程度学校の要請の中でのフィルタリングで全てを見られるような状況ではありません。合わせてですね、タイム制限をしております。

ちょっと今時間が10時からかだったかなと思うんですけども10時から5時ぐらいまではインターネットが繋がらないような設定を行われておりますし、これちょっと、ちょっと学校が怪しいなと思ったらですね、どういうサイトに見れるかっていうことをわかるようにしております。

一度そういうのでちょっと懸念があった部分があって、ちょっとうちがしている運営支援センターに調べてもらった結果、ある程度はわかって、学校で指導するというのも一度は入りましたので、ちょっと心配なっていうときにはそういう対応も取れております。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

今、なんでも見られますもんですから、私も大変心配してるんですけど、是非、そういったですね、安全対策についてはですね、今まで以上の努力をしていただければと思います。

このスマホ2時間条例なんですけど、これをあれですね、新聞記事を見てみますと、豊明市の条例案ができた背景には、不登校の子どもたちが長時間スマホを使用しているという親の悩みがあったとされると。仙台大学の齋藤教授は別の原因があり、スマホが居場所になっているのかもしれない。解決はスマホを取り上げることではないはずだ。

また一方、WHO世界保健機関のガイドラインではですね、ネットのための座りっぱなしの姿勢は、肥満、体力低下、睡眠不足などの影響があると指摘しております。

使用を抑制したいという市側の動機は理解できるとした上で、行政が2時間という目安を条例で示すより、自分で気づき、行動をコントロールする力を育むことが効率的であると書いてあります。

また、発案した市長さんはですね、スマホとの関係を見直してほしいという強いメッセージを出したかったと。議論を呼べたことは喜ばしかったということですね。是非、本町でもですね、先生、保護者、子どもたち、特に中学生と一緒にですね、スマホについての使い方、利用の仕方をですね、やはり授業の場でそういった研修といいますか、そういったことを是非、そういう話し合い

の場を作っていただければなと思うんですけど、教育長の見解を伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

おっしゃるとおり、非常に憂慮すべき問題がかなりスマホの長時間使用ということにあると思っております。

本町ではですね、5、6年前ぐらいから中学校のテスト期間に合わせてですね、その前、3日か3日ぐらい前かな、ノーメディアで、ノーメディア期間ということで、3小・中学校と学校とPTAと協力してそういうのを設定しております。

この効果についてこちらの方から確認することは毎回はしておりませんが、学校としては取り組んでおるところです。

いくら禁止するとしたとしても、やはり子どもたちがある程度理解して話し合う機会を設ける必要があるんじゃないかなと。これは、これが親子に広がるともちろんいいなと思っているところです。

そういうことも含めてですね、次年度、今情報化、情報のですね、セキュリティ、モラルのところについて、1年生から中3までのカリキュラムを作成して、まずそういうところを勉強しようということが大きな目的でありまして、自己調整力をですね、そういう面も含めて教育も含めて育みたいと思っているところです。

今現在ですね、各学校ともメディア指導員を招いて年に1回ぐらいじゃないかなと思いますが、指導をしているんですが、私もやっておりましたが、1回やって、その期間は子どもたちもなるほどと思うんですね。やはり定期的にそういうのを設けないとと思って今回カリキュラムを作成して先生方に系統的に指導していこうというところを取り組もうと思っているところです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、4番、吉永秀俊議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後3時09分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 口木 俊二

署名議員 尾上 庄次郎